

前から、これが復旧をはかるということに対しては、努めてやっていきたい、やっていける、こういうふうにか考えておる次第であります。

○太田小委員 世の中にある有名なお寺とか神社、こういうものに対する災害の復旧事業というのは、政府として相当具体的にお打ちになる手というものが何かあるのですか。あれば、こういう手を考えているということをはっきり一つ指摘していただきたいと思ひます。

○松田国務大臣 今申し上げた通り、そういうものの中で、文化財として指定されているようなものに対しては、他の文化財と同様に、その災害に対しては政府は補助をいたすことになつておるといふことを申し上げます。

○太田小委員 従つて、指定されてないようなものには何もないということなんですか。

○松田国務大臣 今のところ別に報告はございません。

○太田小委員 そこで問題が起きるわけなんです。この前、あなたの方の文化財保護委員会の事務局長が考え方としておっしゃいましたのは、都道府県は都道府県で何か条例があるだろうし、市なら市で何か条例があるだろうから、そういうものでおやりいたしたく分には差しつかえないだろう、こういうお話があったのです。しかし、そのときに出ましたのは、憲法との問題で、宗教法人に対する国家援助の問題が一つ問題になった。それにひつかかるといふことをおっしゃっただけなんです。きょうは特にあなたの方の宗教関係担当の方も出ていらつしやいますから、大臣でお答えがいただけないなら

ば、調査局長さんでもお答えいただいでけつこうだと思ひます。大臣がおっしゃつたように、これらの制度はございせんけれども、地方の古いお寺は非常な災害を受けて、屋根だけでも四百万、五百万の災害というものがあつた。これを直しますと、お寺に資力があるといつても、少ないのですから、地方の住民の負担になることは火を見るよりも明らかである。そうすると、住民は災害にやられておる上に、さらにそういう方面に金を出さなければ維持ができません。これはほとんど市町村でやってくれません。災害対策といつても、いろいろな減税とかなるとか、スズメの涙ぐらいなことはやつていただけても、そういう妙なところにはひつかけて、とんでもないお金を取られちゃうのですよ。学校だつて、今度の災害復旧の国庫補助は三分の二とか四分の三しかないのですから、三分の一なり四分の一というものは、必ず地元で負担せなければならぬ、市町村なり地元で負担しなければならぬ、ということになりますから、非常に負担が過重になつてゐるわけですね。そこへそういう神社、仏閣の復旧費まで負担をしていただければ、農業の生産物の被害も多ければ土地の被害も多いのですから、とてもたまたまものではな

い。だから、違憲論といふことは私はうなずけないのです。これは違憲じゃないといふことを大臣から一つおっしゃつていただきたいと思ひます。そういう建物を修復するといふことは、はたして違憲であるかどうかといふことです。

○松田国務大臣 お話でございしますけれども、その点につきましては、私も、この前政府委員が答弁した範囲を出て——御希望なりお氣持の上はよくわかりまされども、政府としてこれらの宗教団体に対して補助をするといふことは、いたしかねるということをお繰り返さざるを得ないのであります。

○松田国務大臣 学校その他については、ちゃんと法律があつて、法律に基づいてやっておることでありま

○松田国務大臣 なぜいたしかねるかといふお尋ねでございしますが、やっぱり宗教はそれそれ信仰の自由に基づいて、一面人の靈魂を扱う団体として非常な強力なものを持つておる。従つて、災害に際して、これが修復に対しても、十分その力を持つておる団体が

○松田国務大臣 霊魂を扱う事業といふものは、単独で、いかなる場合におきましても耐え忍ぶだけの、切り抜けるだけの力があるとお考えですか。

○松田国務大臣 いかなる場合でもという言葉を對してはちよつと何でありま

○松田国務大臣 宗教団体は、その信者なり帰依する者によつてまかなう、個人については、そのうちの主人の力によつてまかなう、地方団体は地方の収入によつてまかなう、国家は国家の収入によつてまかなうといふようなことを考へておるならば、今度の災害にお

○松田国務大臣 学校の方は学校の方でやつてゐるが、学校の復旧法と今度の特例法とは違ふんでしよう。三分の二を四分の三に変へたでしよう。学校でさえも、国家なり地方自治体のような大きな財源のあるものがやるのに、さらに地方の団体はかわいそうだからといふので国家が三分の二を四分の三に変へて補助しようといふ特例法を作つた。災害をこうむつたといふ実体論の上から、これの救助対策は生まれるべきだと思ひます。これに對して、なぜ宗教法人は、魂を扱うから勝手にやりなさい、こ

○松田国務大臣 宗教法人は、魂を扱うから勝手にやりなさい、こ

○松田国務大臣 宗教法人は、魂を扱うから勝手にやりなさい、こ

○松田国務大臣 宗教法人は、魂を扱うから勝手にやりなさい、こ

○松田国務大臣 宗教法人は、魂を扱うから勝手にやりなさい、こ

○松田国務大臣 宗教法人は、魂を扱うから勝手にやりなさい、こ

○松田国務大臣 宗教法人は、魂を扱うから勝手にやりなさい、こ

○松田国務大臣 宗教法人は、魂を扱うから勝手にやりなさい、こ

○松田国務大臣 宗教法人は、魂を扱うから勝手にやりなさい、こ

○松田国務大臣 宗教法人は、魂を扱うから勝手にやりなさい、こ

○松田国務大臣 宗教法人は、魂を扱うから勝手にやりなさい、こ

○松田国務大臣 宗教法人は、魂を扱うから勝手にやりなさい、こ

○松田国務大臣 宗教法人は、魂を扱うから勝手にやりなさい、こ

○松田国務大臣 宗教法人は、魂を扱うから勝手にやりなさい、こ

○松田国務大臣 宗教法人は、魂を扱うから勝手にやりなさい、こ

○松田国務大臣 宗教法人は、魂を扱うから勝手にやりなさい、こ

○松田国務大臣 宗教法人は、魂を扱うから勝手にやりなさい、こ

○松田国務大臣 宗教法人は、魂を扱うから勝手にやりなさい、こ

○松田国務大臣 宗教法人は、魂を扱うから勝手にやりなさい、こ

○松田国務大臣 宗教法人は、魂を扱うから勝手にやりなさい、こ

て、信仰度に応じて無理のない程度のもので維持経営ができてきたんですから、それはいいんです。けれども、今度のような大災害が起きますと、古い歴史上由緒ある建物が断絶に近い状態になってしまふ、荒廃してしまひまして、とても復興は成り立たない。今やっておけば四百万か五百万で直りま

すけれども、これをほうっておいたならば、四千万、五千万かけてもできないという建物がある。してみますならば、その建物を維持するために、昭和二十五年当時の法制局の見解から考え

まして、これを何らかの形において、今日の災害復旧の考え方をそこに持っていく。歴史上由緒ある、そしてなくしちゃならない、なくしたくないという建物ならば、それを維持するということとは、何ら八十九条に抵触するものではない。特例法を作れば差しつかえないじゃないかと私は思います。

先ほど援助はできないが、とれるだけの措置はとっておっしゃったことにつきましては、とれるだけの措置という言葉の内容がよくわかりませんが、とれるだけの措置があればいいですけれども、実情に即して、地方の住民生活を圧迫しないで済ませてみるという保障のある措置を御用意になっているかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○北岡説明員 たいいま承りました御意見につきまして、建物等について文化財保護法の適用される際に問題があったというふうな点でございますが、その点は、私、直接その関係でございますいまいせんのでお答えいたしかねるのがあります。宗教法人のやっております仕事につきましては、先ほど申し

上げましたように、本体は宗教活動でございますが、そのほかに、宗教法人あるいは宗教団体としまして、公益事業なりその他の事業を行なうことができると思っております。また、宗教団体の建物の中には、住居に当たる部分があるわけでございます。そういう宗教活動そのものに直接結びついて

おる部分をはずして参りますと、その点につきましては、たとえば、住宅の部分につきましては、住宅金融公庫の金融の措置なり、あるいはその他の事業の面については、それぞれ現在あります制度の上から、たとえば、国民金融公庫等の生業資金の融資の対象にな

り得る部分については、その融資の適用の措置が考えられているわけでございます。なお、そのほかの分については、今申しました宗教活動そのものに即しておる部分、そういうものについては、これは憲法の規定の趣旨から見まして、非常にむずかしい点ではないかというふうに考えるわけでございます。

○太田小委員 それは、小さな仮設住宅を作るなどということでは、問題の本質が解決しません。地方住民にこういう大きな税外負担というものが今のしかかっていることが目に見えているのに、調査局は、宗教関係の仕事を管掌しつつ、その国民の窮状を憲法八十九条によって見殺しにしてしまふ、こういうことは成り立たないわけでは

ない。八十九条はあるけれども、文化財保護法によって、特別な建物には国家資金の援助をしている。やろうと思えばやれる。やる意思のあるなしの問題であると思う。政治なんだから、国民生活の実態に、もうちょっと

びたっと合ったものを考えてほしいと思うのです。これは局長でもよろしいから、もう少し答えて下さい。

○北岡説明員 文化財保護法の適用になりますのは、文化財保護という特殊な観点から出ておるわけであります。従いまして、御意見のようになりま

すと、災害というふうなものに対して、災害の民衆に及んだ影響の観点から、その災害の復旧という部分も含めるようにという御意見と承るわけでござい

ますが、その間が非常に微妙な問題でございます。一方には、宗教団体の宗教活動が、何ものにもとられず、公の支配といえますが、影響とか、そういうようなものからははずれて行なわれなければならないという非常に強い政治の建前と申しましようか、そういうものがございまして、それと見合っ

て、災害というものがその部分とどれだけ調節できるかというふうなことになるかと思うのでございます。先ほどから申し上げておりますように、その調節を越えた、宗教団体の公から離れた活動の点を尊重するという今の憲法の建物があつて、そのために、ある限度以上には出れないというのが、現在の実情であります。御了解いただきたいと思ひます。

○太田小委員 現状通り出れないというところが、やらないということと一緒ならば、逃げ口上だと私は思うのです。二十五年度の五月三十日でしょう。文化財保護法が制定されたのは、その当時、先ほどの法制局の見解が明らか

にされていたということは、事実なんです。それはいわゆる宗教上の建物でも、宗教法人の建物でも、文化財として維持するために、これに国庫の補助

金を交付するということは差しつかえないのだ、こういう憲法上の考え方があるのですから、憲法違反だから出せないということじゃない。もし憲法違反でないということなら——この場合に、私は宗教法人の維持や運営のために出してくれと言っているのではない。重要ないわく、故事来歴のある神社、仏閣を断絶状態にして、ほったらかしにするのは、これは日本の国の有名な準文化財の保護上困るじゃないか、まことに惜しいことじゃないか。

同時にそれを維持しようとするならば、現在の制度では、民間の人たち、庶民階級の肩にかかってくるから、それじゃ気の毒じゃないか。それは五百万とか千の金じゃないのです。一万とか二万とか万の金を出さなければならぬ。一体、地方税を幾ら負けてくれるのです。あなたたちは、総合的に今度の災害を、東海三県だけでもお調べになったことがあるか。ないでしょう。それから考えて、宗教法人の運営とか維持のために出そうというのではな

い。建物の保護のために出すことを考えてもらつてはどうかというのです。どうです。

○北岡説明員 お言葉を返すようで恐縮でございますが、文化財保護の観点から見ます場合と、それからただいまお述べになりましたように、由緒ある建物という、そこまで文化財保護の観点を広げれば別でございます——これ

も文化財だということで、文化財の観点でいくのなら別でございますが、災害を受けた宗教団体が断絶するというふうなことを考えまして、その断絶を食い止めるためにということになりますと、これは宗教活動そのものに触れ

てくることになる、私残念ながら考えざるを得ないのでございます。そういう点から、現在の憲法のとつておる建前からいって、文化財保護の限度以上に、先ほど申し上げました公益事業であるとかその他の事業、あるいは住宅、そういうような限度以上に、現在法律で認められている以上に出て参りますことは、いかがかというふうに考えておるわけでございます。

なお、宗教団体の復興について、たとえば資料の面であるとか、あるいは金融の面であるとかいうふうなところで、一般の社会の問題であります部分については、できるだけ復興がスムーズにいふように協力いたす考えで、これは行政活動といえます。つまり、事実上の活動でございますから、そういう点についてはできるだけ働いておるつもりであります。

○太田小委員 宗教活動に触れてくる問題をやってくれと、直接言うわけじゃないです。ただ、あなたたちの答弁を先ほどから聞いておりますと、そういうものはなくなつたらなくなつてしまふ、かまわぬ、こういうふうな聞きえろいのです。かまわぬじゃないでしょう、どうです。

○北岡説明員 かまわぬとも申せませんが、かまうとも実は申し上げかねるわけでございます。それが特定の宗教であるわけでございますから、特定の宗教あるいは特定の宗教団体に対しては、断絶してもいいのだとか、断絶しては困るのだというふうなことは、私どもの立場では申し上げかねるわけでございます。断絶とかいうことは、要するに一つの宗教団体の宗教活動そのものについてのことになるわけでござ

はないじゃないですか。六千二百万円という予算が、およそきままっているじゃないですか。

○齋藤(正)政府委員　先般岡田事務局長が申しました六千二百万円は文化財の一応の見積もりでございますから、

ただいま大臣の申されましたように、今回の文化財の修理につきましては、補正予算に掲げられております予備費の中から支出を願うということでございますので、ただいまの数字も、文部省としてこれを確定した数字でもないし、はっきり査定した、大蔵省との間のきまつた数字でもございませんので、文部大臣から今幾ばくの文化財の修理費を出すということをお答えする段階には至っておりません。

○太田小委員 雨が降れば、屋根が漏って建物が腐る、これは理屈でしよう。いまだにそういうことに對して何もきまつておられない。学校はこうするのだ、こういうところは激甚地であるからこうするのだということはあなたの方でおきめになったが、文化財に對しては、何もきまつておられない。これは日増しに荒廢するのをますます助長させておられるだけです。六千二百万円を本年度三千二百万円、来年度三千万円を出すというのが、大体あなたの方の腹案だと私は聞いていた。それもまだきまつておられないし、大臣は全然御存じない。してみれば、建物なんというものは、国会だけが残ればよろしいとか、国民の住宅が流れてしまったら、あと十萬円のバラツクで二年なり三年なり住みなさい、こういうことでは、少なくとも思いやりというものは、この中に感じられないですね。今予備費から出すということはわかつておられますが、六千二百萬円の予算のことも聞いてみますと、まだきまつておられない。きまつておられないなら、きまつておらないとしてもよろしいです。どうです、この際、そういうことなら、文

化財なんてなくしましう。憲法八十九條からいって、文化財だって宗教に關係がありますよ。その中に入る建物は幾らでもある。そこには善男善女が幾らもおさい銭をほっているところがある。宗教上の建物ですよ。そういうことならやめなさいよ。それならいっそのこと庶民に回したらいい。それはどなたの方の関心になるものならば、また何を文化財の保護について言わんや。関心があるならば、信者が自由にやりなさいとか、それは富裕階級に寄付を求めなさい、応援はできますなというような口約束だけで、あなたまかせ、何でもやりなさい、ほったらかしということでは、それは政策ではないですよ。それはもちろんほったらかし政策というものがあるかもしれないが、どうですか、この文化財というものに對して、文化財保護法に指定された文化財でも、いまだに幾ら出そうかということばかりきまつておられないでしよう。

○齋藤(正)政府委員 決して文化財の災害の修理を放置しているから予備費に回すとか、翌年度に回すとかいうような考え方ではございません。これは先般の委員会におきまして岡田事務局長が御報告いたしましたように、学校の建物と違ひまして、文化財の修理というものは、災害のいかんにかかわらず、計画を追ってやっておるわけでありまして、災害を受けた文化財につきましても、必ずしも災害復旧という観点でなくして、一般の修理事業に織りまぜてやっているとあるわけでございますので、今般は急を要します問題につきまして予備費の支出を考え、次年度以降の修理の計画の中に必要なものは織り込んでいかなければならない、かように考えておるわけでございます。もちろん、指定された文化財の復旧につきましては十分に措置できるように、文部省としては努力いたすつもりであります。

○太田小委員 それは指定された文化財の方でございますね。私が最初から言っておりますのは、それに類したところのりっぱな歴史上の建物のことです。そういう問題について、文部大臣は、どうしても信者の力でやれ、信者のないところはほったらかしにしておけということですが、今宗教なんてそんな力を持つておりません。古寺名刹、そういうところは、単なる歴史上の遺物としては残っておりますが、伊勢神宮を除いては、そんな信仰の力なんでしょう。伊勢神宮をやつてくれということを言っておるわけじゃないでしよう。してみれば、その辺の小さな檀家とか、村民とか町民とか市民といわれる人たちが困るんだから、それを何とか救う方法はないかと言っているのです。そうすると、文部大臣は、富裕者が寄付の応援をいたしますからとおっしゃるから、それではかりに、愛知県なら愛知県だけでも全部やつてもらえるかということになる。ところがどうもそうでもなさそうなんですね。それではちよつと困るのです。もう一つ承りますが、愛知県だけで宗教上の被害はどのくらいあるとお考えになりますか。

○松田國務大臣 宗教法人団体の報告は二十九億と云うことであります。

○太田小委員 大へんな被害ですね。学校の被害が愛知県は四十一億という

話だが、宗教法人に類するような建物の被害が二十九億。二十九億、地方で出しなさい、信者で出しなさい、富裕階級の人たちが応援をいたします、私も応援をいたしますと大臣がおっしゃつていただいても、ちよいとこの際、二十九億の金が集まるうとは私は思わない。これはほったらかしにして、たぎぎにしまえということと同義語だと思ふのです。どうですか、今お答えをいただいたのですが、二十九億の被害について何とか道はないでしようか。これは御相談です。

○松田國務大臣 どうも太田委員の御熱心なお話に對しては、私も御答へをするのは、まことに私もつらい氣持がいたします。お話しのように、文化財に指定しておられない建物でも、由緒のあるお寺なり、また建築上もりっぱなものであるというものは、雨ざらしにしておけないではないかというお考え方に対してはまことに同感でございます。しかし、遺憾ながら、太田委員と私と宗教というものに対する考え方が根本的に違ふ。そこで、あなたの切なる、これらの建物をほうっておいてはいかぬじゃないかということに對して、現在のところでは、政府としてこれに對して援助をするというふうには、遺憾ながら持つていけないということを申し上げるほかないと思ひます。

○太田小委員 いけないとお断わりを受けまして、なおさら申し上げたくなつてしまふ。それはなぜかと申しますと、二十九億が全部県民にかかつてくると云うことです。それなら文部省から所管をはずさないよ。これは、いっそのこと自治庁に回せばいい。自

治庁の長官なら、もうちよつといいことをおっしゃつて下さいませぬ。渡海さん、それでしよう。なまじつ文部省に所管があるから、それは宗教法人でありますとか、文化財保護法でありませうとか、憲法八十九條でございますとかいって、住民の塗炭の苦しみは見えぬふりをしようということになるのです。まことにこれは奇怪千萬なことだと私は思ふのです。見解の違いというの、宗教に對する熱意の、見解の違いはあるでしよう。あなたの方は、宗教の信仰力は相当あると見ておる。私の方はないと言つておる。今の二十九億の被害がそのままそっくり県民にかかる、ひどいことですよ。これをあなたたちが出そうとなさらないなら、憲法八十九條を県民が乗り越えてやると云うことになれば、家計の逼迫はますます著しくなる。これは地方自治の上では困ることなんです。どうですか、そんなことなら、文部省から自治庁に所管を移したらどうですか。この点について……(その辺でかんべんしてあげなさい)と呼ぶ者あり)私はかんべんしたいと思ふのです。思ひますけれども、何も憲法違反などとは、私は思つておられない。文化財保護法がある以上、憲法違反じゃない。昭和二十五年の五月三十日付のできる前に、法制局ははつきりと見解を明らかにしておる。そういう点から、何とか対策はないだろうか、考えるだけのことを考えてみようか、考えるだけのものを——考えるか考えないかわかりませんが、国民金融公庫から何とか資金を出すという、若干の一般社会通念のことはやりましたよということ、これはいいです。しかしそれでは小さい

です。考えてみる気はありませんか、大臣いかがですか、一番はつきりしていられしやるから大臣に伺います。

○松田國務大臣 何かいい工夫が考えただけならば、そうしてそれが現在の法制下におきましても可能であるというようなことでもございますれば、それは一つ考えてみたいと思います。

○太田小委員 まあ、その辺でおきましよう。よくわかつていただいたと思うから、できるだけのことを大臣も局長も課長も考えて下さいよ。それは考えていただくのが当然だ。幾ら文部省だからといって、血の通わないという話は受け取れませんから。

それでは、以上で、あとまだ少しありますが、私の文化財関係の質問を一応終わらせていただきます。

○三田村小委員長 辻原弘市君。

○辻原小委員 最初に、公立文教施設の災害復旧についてお尋ねをいたしたいと思いますが、今度の特例法の中に、社会教育の施設がこれに含まれておりますが、社会教育の法案を見ますと、社会教育のあれについては特別に改良復旧を認めていないような書き方をしておりますが、これはどういう理由に基づくものでしょうか、お伺いいたします。

○小林(行)政府委員 法律案の第五条で、予算の範囲内で三分の二を補助するということを規定しておりますが、実際に個々のものを当たってみますと、この改良復旧の必要のあるものはきわめて少ないので、現在の予算においては、この実情上必要がないということとそれを認めておりません。

○辻原小委員 認めていない。もう少し具体的には、母法である公立文教施設

設国庫負担法の第二条は、これを準用しておりますね。ある意味において、効用復旧と改良復旧は社会教育施設についても認めておる。ところが、新しく特例法に特別に入れた、これはもう大臣もしばしば強調せられて、われわれも大いに歓迎するところである災害時の避難所、あるいはその施設の耐久度合いというようなものを考えてコンクリート建にする、だから今度の災害で、できるだけコンクリート建を奨励していつて恒久建築にしようという考え方が、法の中にも新しく盛り込まれておるわけなのですが、社会教育についてはその部分についての適用を排除しておりますね。これは一体どういう理由なのでしょう。

○小林(行)政府委員 学校につきましては、御承知のように、校舎の整備計画を立てまして逐次整備を促進しておりますわけでございまして、その整備の促進の中でも、できるだけ従来の木造校舎を鉄筋または鉄骨にしたいということから、予算上も、それ以前のものに比べてまして、鉄筋校舎の比率をかなり高めてきておるわけでございまして。そういうこともございまして、かたがた災害復旧等におきましては、再度災害の懸念というようなこともございまして、校舎の復旧につきましてはできるだけ改良復旧を強調したいという趣旨から、第四条の第二項に規定するようなことを規定したわけでございまして、社会教育施設につきましては、ただいま校舎について申し上げたような経緯も特にあるわけでございませんで、特に第四条の二項のような規定を入れて強調したということはいたしておりません。ただし、第四条の第一

項、すなわち普通の場合の改良復旧は第五条の二項でこれを準用いたしてありますので、最小限度の改良復旧は一応できることになっております。ただ事実上から申しますと、現在これに該当するようなものはきわめて少ないというふう聞いておる次第でございします。

○辻原小委員 実際問題のあれは別にいたしまして、この法律に基づくところ、そうすると社会教育施設についてはコンクリート建、または鉄骨建にすることは、予算上はつきり認めていないという点なのですか。その点をおっしゃっていただきたい。

○小林(行)政府委員 予算の積算上、特に改良復旧ということにつきましては、校舎と同様の考え方はやっておりますが、第四条の第一項の規定が五条にも準用されますので、万やむを得ないものがあれば、そういったものについては改良復旧が一応認められることになっておるわけであります。

○辻原小委員 そういたしますと、解釈としては第四条の第一項による効用もしくは改良復旧という、この中に、鉄筋その他に対するいわゆる改良復旧を、これは含んでおる、こういうふうに解釈をしてもいいわけですね。従って、社会教育施設についても、大体公立学校施設と同様に、必要な場合には鉄筋もしくは鉄骨での改良復旧を認めるといふ文部省の方針である、こういうふうに理解をしいいわけですね。

○小林(行)政府委員 第四条は、法文上も規定してございしますように、原形復旧が著しく困難または不適当の場合、または不可能の場合というようにかなり制限的な表現をしております

が、そういったことに該当するものにつきましては、社会教育施設につきましてもこれを認めることができることになっております。

○辻原小委員 社会教育施設のその点については、今お話しのごとく大体措置できるもの、こう理解をいたしておきます。

そこで特例法の第二項に、鉄骨もしくは鉄筋コンクリート建のものは原形復旧とみなす、こういうふうなうたっておるわけなのですが、そのお考え方は、法文の通り解釈しますと、鉄筋もしくは鉄骨建にしても、それは事実上改良復旧であるけれども原形復旧という形においてみなしていくのだ、こういう観念に基づいておる。そうすると、第四条の第一項の効用または改良復旧というものとどういう関連を持っておるか、その点を少し御説明いただきたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 御承知のように、災害復旧の場合の一応の原則といひましては、普通の場合は原形復旧ということになっております。ただこの場合におきまして、原形復旧をすることが不可能である、あるいは不適当であるような場合には、改良復旧あるいは代替復旧を認めることができるということになっております。一般法の場合と異なりまして第二項を入れましたのは、学校の校舎については、先ほど申しましたように、この際できるだけ鉄筋または鉄骨の校舎にするのが適当な状況でもございしますし、またこれは必ずしもこれだけということじやいませんけれども、二十八年災のときにもこれと同趣旨の規定がございしますので、こういったものを特に一般法と

違つて入れまして、この際鉄骨または鉄筋コンクリート造の校舎を強調する方がよからうという趣旨から、第四条第二項の規定を入れることにいたしましたわけでございます。

○辻原小委員 そうすると、従来の負担法にある第一項のままで、運用としては、新しくコンクリート建のものは十分やうていける、ただここに出たのは、一つの強調したあれにすぎないのだというふうな理解せられるわけですね。どうもこの点が、法文を見ますと非常に煩瑣になっている。今ちょっと申し上げたように、第一項でやれるなら、もう少し書き方があつたのではなから、あえてこれを原形復旧とみなすといわなくても、改良復旧あるいは効用復旧の一つの発展的な形なんですか、そういう形の方が私は理解がしやうと思ひます。それをあえて原形復旧だといふふうなこの法律で書いておる点は、私は法律上もちょっと理解のしにくい表現だと思ひます。また、社会教育施設について特別これを排除している。ところが、承つてみれば、排除する特別の理由もないわけなんです。どうも災害復旧法案にあまり精神規定も不必要じゃないかと思ひます。もう少しびっちり書いた方がいいのではないかと。これは余談ですけども……。法文を見ますと、どうも意味があるようではないようで、少しとりにくい点があつたのでそれを承つたのであります。

それから、私がいつも申し上げておりますように、実際災害復旧をしように、あるいは建築をしようにする場合に、法律上は何ら支障がなくてできるようになつておるが、実際は、政令基

準等によってなかなか思うようにいかないという今までの現状であったと思ふのですが、今度の特例法では、その政令によるあれをどうやらはずしておるようで、これは実情に合った災害復旧ができるのではないかと、そういう意味で特例法に関する限りは期待しているのです。ところが、先ほど雑談の際に私が申し上げておきましたように、今度の激甚地指定で指定されるところは高率適用で、二十八年のときの経験から考えてみても、相当いいものができるのではないかと考えられるわけですが、それに漏れた地域については、従来の国庫負担法による三分の二の補助でやらなければならぬ。そうなりますと、片や坪数の制限もなく、しかも改良復旧については大幅に認められている形で、しかも補助率も四分の三に引き上げられておる。ところが、一般国庫負担の方でいく場合には、補助率も低いし、坪数の制限もあるし、いま一つは、いわゆる原形復旧がやはり原則になっておるといふ点から、取り扱い上そこに非常に不公平が起きはしないかという点が懸念されるわけですが、そういう点について、今なおこの国庫負担法の中には〇・九、それから一・〇八ですか、そういう政令基準が設けられているようでありまして、こういうものは災害復旧に關してはあえて必要じゃないのではないかと。どうも災害復旧が原形復旧の觀念に立つならば、要するに元の姿に復旧すればいい、さらにその上に、元の姿のままでは今後その校舎なりあるいは施設の使用に十分なる管理上の責任が持てない、その施設の効用が十分發揮できぬ、そういう点についてこれは必要な

程度まで改良復旧を認めていく、その二つの形式で私はいんじやないかと思ふのです。ところがそれにもかかわらず、一般負担法では、従来かりに六百坪なら六百坪の校舎施設を持っておつても、それが實際収容しておる生徒の数によって計算した場合に、四百五十坪というふうになればそこまでしかやれないというものは、いかにも災害復旧という立場から見ても、実情に合わないように思ふ。その点について、これは少なくとも災害復旧に關する限り徹底的すべきではないか。もしくは、うんと基準率というものを引き上げる必要があるんじゃないか、こういうふうには私は思ふのです。大臣は、あまりこまかい点についてはあるいは御存じないかも知れませんが、けれども、ただこういう災害復旧というものの考え方について、大臣のお考えを承つておきたいと思ひます。

〇松田國務大臣 今度の災害の結果を見まして、できる限り改良復旧に持つていきたいという気持は、地元住民も、またわれわれも同じであります。従つて、今度の災害にあつて、全壊のものに対しては、従来は三〇%であつたのが六〇%まで認められる、また、従来予算、積算の上においては、まだかつて半壊に対しては例がなかったにもかかわらず、三〇%まで改良復旧を認められておるといふこと、またさらに、原形復旧の場合に、坪数の点についても、必ずしも破壊された部分の坪数で頭打ちすることのないように措置するという考え方でありまして、辻原委員の今お話にありましたように、大体において改良復旧の工事が相当程度まで進んでいくのではないかと

と私どもは考えております。〇辻原小委員 今のお話はそれでけっこうなんです。私は、特別法とそれから一般法との關係というものは、やはり思想上の統一をする必要があると思ふ。一般法の災害国庫負担には三分の二補助率を与えるが、その復旧の場合には、ある一定限度しか認めていない。特別法では、これはやはり必要だといふので今度の場合には、そういう一つの制限を政令上設けないという方針を法案の中で出されておる。その点がやはり私は問題じゃないかと思ふ。特別法が全部今度の災害に適用されるなら、それだけじゃないかと思ふのだ。必ずしもそうでないと思ふ。指定された地域外はやはり一般法が適用されるということから考えてみれば、災害というものの對する復旧は、できるだけ觀念の統一をしておく必要がある。そういう点でやはりこの際災害復旧は、最低原形以上のものに復旧をするというスタンダードに立たなければならぬんじゃないか、こういうことを申し上げておるわけですが、ところが、今までの一般法ではそこまではやられてやれない。だから、もともとこの災害についてそういう一定のワケな上原形復旧をやらせることは、いかにもおかしいと思ふ。原形復旧はできないのです。これは最低原形復旧ができるまで、やはり法律上も予算上も措置することが正しい、こういうふうに思ふのです。だから、今度の特別法に關する限りはそれでよろしい。それと關連による一般法はどうか。これは大災害のあつた激甚地はそれでいいか

もしれない。しかしそうでない、いわゆる災害を受けておる指定地以外には非常に困つた問題になると思ふので、その点について何かその方法を考えるべきだと思ふ。このことについて御意見を承りたい。〇小林行政府委員 一般の災害復旧につきましても、公立学校施設災害復旧国庫負担法がございます。これと今回の特別法案との懸隔でございまして、確かに御指摘のように、補助率におきましても、また復旧の限度の坪数の点、また改良復旧等の質の問題につきましても開きがございまして、今回の特別法案は、特にその被害が激甚であるという点から、一般法では早期の復旧がきつめて困難であるという点を考慮して、特別法の提案をし、御審議をお願いしておるわけですが、ただ、一般災害復旧の場合におきましても、一般の中小学校の整備との關連もございまして、直ちにこれを全部、現在の特別法並みに引き上げるといふことは困難かとも思ひますが、しかし私どもといたしましては、現在の一般の災害復旧法は、必ずしも十分である、完全であるといふふうには考えておるわけではございませんので、そういう量的な復旧の問題並びに改良復旧等の質的な復旧の問題、その他いろいろ將來考慮すべき事柄もありますので、文部省として今後十分これらを検討して、改善すべきものは改善するように努力をいたしたいと思ひます。〇辻原小委員 今のお話の補助率を特別法で引き上げるとは、私は大賛成です。四分の三でも、まだ実情としては、足りないくらいだと思つておるのです。問題は、政令基準の坪数という

ものを、この際改めるといふことに文部省も努力してもらいたい。なぜならば、私どもの見ておる学校の基準というか、現在あるものは、大体基準を上回つておるのが通例です。生徒が百人で、小学校の場合に九十坪なり百五十坪、それ以上のものを持つておるのが実情です。その学校がたまたま災害を受けた、ところが、遺憾ながら特別法の適用は受けられなかった場合に、その学校は全部流失されておるならば、いよいよ復旧建築をしようとするときに、基準にひつかかつて九十坪しか建てられぬ。こういうことでは意味をなさぬわけですが、勢いその残余のものについては、地方負担ないしはそれぞれの父兄の負担ということ、非常に重い災害の負担を一般の方に負わせてしまふということになる。だからそういう点はことに実情に合わないと思ふ。これが計画的にやつておるいわゆる一般校舎の建築ならば、まだ予算の關係から漸次全体を高めていくんだというところで、その基準を設定していくということには、まあ大蔵省あたりの若干の理屈はあるかもしれない。災害というものは特異なもの、全体の問題じゃない。受けた地点だけの問題です。から、その受けたところが、もとあつた学校よりも小さい学校を建てなければいかぬといふことも、これはおかしい話です。だからその点だけは是正する必要があります。特に今度のように特別法でやる地域と、一般法でやる地域とがある場合に、ことさらに法律面では補助率だけの差になつておるが、實際やつてみると補助率だけの差ではない。このことを、こういう機会に是正

しておく必要があるんじゃないかというのを申し上げておるわけでございますので、その点は一つ文部省でも十分積極的に御検討をお願いしたいと思います。

時間がありませんから、その問題は以上にとどめまして、次に大臣にお伺いいたしますが、法案が逐次審議をされまして、われわれも災害に関する法案でありますから、できるだけ精力的に審議をして、そうして委員会の審議を終結したいと考えておるのですが、

いまだ文教施設に関する特例法の適用地域の基準を示されておらないわけですから、これはどういう形に定められるのか、これを一つお伺いしたいと思います。

○小林(行)政府委員 公立文教施設につきましても、設置者でありますところの市町村の財政力というものを勘案いたしまして、被害激甚地を指定したいと思っております。すなわち、その市町村における標準税収額と、公立学校の被害額との比率を一応の基準にして指定するようにいたしております。その比率については、ただいままだ検討中でございます。それから私立学校につきましても、直接その所在地の市町村の財政力等とは関係がございませんので、その市町村にありまるところの私立学校の被害の平均額と、その市町村にありまるところの私立学校の被害校数と全体の校数との比率、そういうものを勘案して被害激甚地の指定をしたいというふうに考えております。

○辻原小委員 前の二十八年のときの政令を見ても、これは大体公共土木施設等についての災害復旧等に関する特別措置法の施行令に準拠してい

るわけですね。大体前のときにはこれの問題はなかったと思うのですが、今お話をいたしますと、これは別個な形で、公立文教施設の分は特別な指定の仕方をするとしておりますが、それで現在あなた方が考えておられる案で、特段の問題はないかどうか。われわれもいろいろ聞いておるわけなんですけれども、その点についてどうなんでしょう。

○小林(行)政府委員 ただいま申し上げましたように、公立文教施設につきましても、大体その設置者である市町村の被害額と、市町村の文教施設の被害額と標準税収額の比率ということであります。今回の風水害の被害の程度でありますところの高潮等によるいわゆる洪水地帯というふうなものを、一部指定をして参るものがございますので、こういった長期の洪水地帯については別に項を設けて、一つの要素としてこれを指定するという考えであります。

○辻原小委員 こういうふうな受け取ってよろしいか。いろいろ言われているのですが、公共土木の際にも非常にわれわれが問題にしたのは、被害額と標準税収額の関係が二倍をこえなければならぬということ、最初大蔵省が言っておる。それによつてやると、きわめて範囲が限定縮小されて、せっかく特例法を作ったのに適用地域はとて問題にならぬということから、与野党ともこれは問題にして、結局かなり込み入ったといえますか、若干範囲を拡大した案に今落ちついておるわけですか。何か聞くところによると、文教施設の場合も標準税収との見合いは二倍だということとちと聞くのです

が、そういう心配はありませんね。今のお話によれば、大体文教施設の被害額が標準税収の二割をなすればよいんだというふうな話で承っておりますが、どうなんですか。

○小林(行)政府委員 大体文教施設の被害額と標準税収額の比率が二〇%というのを想定いたしまして、現在検討中でございます。

○小島小委員 関連して、百分の二十で計算なさつて、そういう公立学校の総被害のどれくらいか、一体それで救済されることになりませんか。総被害に對するよりも、それで、公共土木の激甚地に指定されない市町村のどれくらいの数が、公立学校施設について高率補助になりますか。

○小林(行)政府委員 御承知のように、被害額と申しましても、現在相当多くの府県に風水害の被害がございまして、現在調査中でございます。確定的な、たとえば何市町村の被害額が幾らかというふうなことは、まだ出ておりません。この点は、公共土木につきましても大体同様でございますので、現在、ただいまお尋ねの公共土木と文教施設の被害額の開きというふうな点については、はつきりこれこれの開きがあるということをお答えする段階ではない、かように考えております。

○小島小委員 それではその比率によるしゅうございまして、ただあなたのお手元にある公立学校等の被害総額と、それから百分の二十でやつて高率補助になる被害額とは、どのくらいの割合になっておりますか。

○小林(行)政府委員 現在作業の途中の段階でございますが、大体六二、三%というものが激甚地指定の中に

入ってくるという計算をいたしております。

○小島小委員 被害額に對しては六〇%になる。それで町村についてはどういうことになりますか。たとえば百方町村のうち何方町村がかかるか。

○小林(行)政府委員 その点についてはまだはつきりいたしておりませんが、被害額から申しますと、先ほど申しましたように六二、三%の地域ということになります。

○小島小委員 その被害総額に對する六〇%という数字が出るならば、大體町村の関係もわからなければその数字が出てこないと思うのですが、一体どうですか。大蔵省みたい、ただ六〇%程度のものがかかるだろうぐらいのことじゃなくて、相当数があるんだと思うのですが、どうでしょうか。

○小林(行)政府委員 一応百分の二十と査定して積算をいたしておりますが、ただ、私が一番初めに申しましたように、被害額という点が――これはイコール復旧事業費でございますが、これがまだ調査中で、確定した数字になっておりませんので、現在大体六二、三%程度の状況である、六二、三%が被害激甚地に入るであろうというのを申し上げる以外に、言い方がないわけでありまして。

○太田小委員 関連してお尋ねをいたします。大事なところなんです、管理局長も一つはつきり御答弁いただきたいのですが、被害額という言葉をきょうお使いになりましたね。先回文部省が御説明なさいましたときには、災害復旧事業費という言葉をお使いになった。違うじゃないですか。同じことな

んですか、どうなんですか。

○小林(行)政府委員 災害復旧につきましても、復旧事業費のことを、私ども被害額と申しておるわけでありまして。

○太田小委員 今六二%とかいうのは、県立学校のことでしょ。市町村立の方の学校はもう少し上がるはずなんです。七〇%から八〇%ぐらい、その被害額から推定すればそれぐらいになる。そういう六二%なんて低いのは、県立学校の場合じゃございせんか。

○小林(行)政府委員 これは全国を通じた数字を申し上げておるのでございまして、県によつていろいろ状況が違ふわけでございます。

○太田小委員 金額について六二%というのを全国平均と理解するとしても、今御質問のあったことにお答えになったのは、町村についてはまだ調査してないからわからぬとおっしゃったでしょう。わからぬはずはない。わからぬというのは非常におかしいと思つてます。実際、今のあなたの方の基準の二〇%でやりますと、かりにこれは愛知の例だけとりますと、被害をこう

わつた市町村立の学校がおよそ九百校ある。その中で当てはまるのが五十八校くらいです。百分の二十で当てはまるのが五十八校です。九百校のうち五十八校、これはどうです。

○小林(行)政府委員 公立文教の点から申しますと、現在文部省と大蔵省の実態調査は、三重県と岐阜県を調査中でございます。まだ愛知県には全然調査団が行っておりません。従つて、ただいまお尋ねのような点、私もといたしましては、現在まだ把握はいた

しておりません。ただ、県としてのお
よその被害の報告はきておりますけ
れども、これは被害額としてそのま
ま―被害額と申しますか、復旧事業
費額として、そのままそれをとるとい
うわけには参らないわけでございます

○太田小委員 これは愛知の一つの例
でございますが、正確なものとして
に、現地の方で調査したものとす
受け取り願いたいのですが、当てはま
るのが四十七市町村、そうして該当す
る校数というのは五十八校、こういう
ことなんです。九百の中で五十八で
しょう。これでは六割にしか当たらな
い。一割にも当たらないという学校の
数では大へんです。あとは全部、ほ
んど自治庁に持っていくかなければな
らない。文部省のしりぬぐいは、どう
もいつも自治庁になる。こんな数字で
は、百分の二十という数字を出しに
なったというところは、ほんとうにひど
いところの、わずかにしか出さないと
いうことと同じことになる。被害額の
二〇%以上ということになれば、二
〇%といえは長期洪水、それも入れて
でしょう。これが常識だというのがあ
なたの方の腹つもりですか。

○三田村小委員 ちよっと管理局長
に申し上げますが、この小委員会も、
御承知のように大体最終段階にきてい
るのです。非常に重要な質問をしてお
られるので、政令の基準、それから大
体それに対する予算措置、そういうこ
とが明確になりませんと、この小委員
会としても法案の審議上困るのです。
一つこの点は、現在お調べになってい
るところでいいから、はっきり御説明
願いたいと思います。たとえば今、三

重県、岐阜県を調べたけれども、愛知
県はまだ調べておらぬと言われました
が、この特例法の適用はこの三県だけ
でなくて、山梨も長野もありましょ
う。七月、八月に風水害あった、こ
ういふところはもうすでに調査済みじ
やないかと思われませんが、そういう点も
できるだけはっきり御説明願いません
と、法案の審議に非常に困るのです。
そういう建前から、一つ具体的な御説
明を求めます。

○小林(行)政府委員 ただいま小委員
長からの御言葉もございましたが、確
かに、たとえば山梨県、長野県等につ
いては、前の風水害でございしますの
で、そういう点が比較的はつきりいた
しております。ただ今回の台風十五号
の被害地のうち、特に被害の激甚であ
りました愛知、三重、岐阜の三県につ
きましては、三重並びに岐阜が現在大
蔵省と実態査定中でございまして、こ
れが済みましたら愛知県に参りまし
て、大々的に被害の復旧額の調査をす
るという状況でございします。

先ほどの太田小委員からのお尋ねで
ございします。この事業費につきまし
て、大体六二、三〇程度の市町村がこ
の激甚地に指定されるだろうというこ
とでございまして、私ももといたしま
しては、この被害校の中には確かに一
校としてあがっております。軽微
なものも相当ございします。で、こ
ういったものにつきましては、私も何
校中何校というような比率をとって、
まだ比較はいましておられません。た
だ、この激甚地の指定から漏れるもの
につきましても、もちろん御承知のよ
うに、当然一般法の適用があるわけで
ございします。

○太田小委員 局長、ちよっとお調べ
になっていないというのですが、資料
はほとんどきておると思うのです。今
私は愛知県で九百校と言ったが、これ
は十萬円以上の被害があるところを対
象にしたのです。十萬円ですから、項
目別にすると差があると思います。一
校十萬円以上の被害があるのが九百
校、そのうちで五十八しか対象になら
ないというあなたの方のものをさした
と思う。なお市町村百有餘の中で、わ
ずか四十七市町村しか適用されません。
そうしますと、かりに屋根が飛ばされ
た体育館があるのと、かわらを何十枚
やられようと、半分の市町村は、全部
自治庁の起債の特例によってお救い
いただく方法がありません。あなた
の方は、そういうのは見のがしてい
る。だから、いかに百分の二十とい
う数字が不当であるかということ、市
町村の数で大体半分にならないとい
うこと、これは救えない。学校
の数に至っては一割も救えない。少
くとも、これは百分の十なら十とい
う、十以下にこれは下げるべきなん
です。これは学校の被害の実態から考
えて、常識だと思ふのです。先ほど辻
原委員のおっしゃった改良復旧の問題
につきまして、全農の六〇%と半農の
三〇%を含めるとおっしゃるけれど、
なかなか査定となると半農を含めて
もらえない。これはそのもののさが問
題なのですが、今のお話のように、
二〇%でやって町村が半分入らない。
学校の数でわずか五、六%、これじゃ
ズメの涙で、この基準をお作りになっ
た文部省というものは、何かしら魂胆
があるんじゃないかと思ふのです。ど
う

です、今のものさしでやったら、どこ
かの県では町村は何割入る、学校の数
はこのくらい入るということ、一つ
具体的な例でお答えいただきたい。

○小林(行)政府委員 ただいまの尋
ねでございしますが、決して私ども、標
準税収と復旧事業費との比率をとった
ということから、特別の魂胆があつ
て、厳格にこの激甚地を狭めよう、狭
めて指定しようというような考えで
やったことではございません。確かに
二〇%という数字を一〇%に下げると
いうことも一つのお考えかとも思いま
すが、私どもいろいろ作業をいたしま
して、現在では大体二〇%程度が妥
当ではなからうかという線を持ってい
るわけでございします。

○辻原小委員 今だんだんの各小委員
の質問によつて若干明らかになつたわ
けですが、そこでもう一つ明らかにし
てもらいたいの、これは当初公立文
教だけでなしに、農林でも公共事業
でも、いわゆる特例法を出して、特別
な高率補助で災害復旧をやるといふ場
合に、大体予算上の措置をして、それ
で事業費は大体何ばだ、こういう方針
を立ててはいますかと思ふ。その
当初立てた事業費の額と、その後全般
的に、いわゆる激甚地というものをか
なり範囲を広げなければならぬとい
う、大蔵省なり政府全体の方針に照ら
して、文部省が再検討した場合の事業
費は、一体どの程度ふえるという見通
しに立っておるか。おそろくその案
は、今文部省が考えているいわゆる二
割という案だろつと思うのであります
が、それにつければどの程度事業費が
アップしてくるものか。農林関係では
何ば、公共事業では何ばとわれわれは

聞いてきたのですが、一体公立文教施
設では、当初の予算上の措置から、新
しい拡大した形における指定をすれ
ば、その基準でいけばどの程度ふえる
かというこの概算を出してもらいた
い。

○小林(行)政府委員 辻原委員のお尋
ねの御趣旨は、現在文部省の試算が
二〇%であるものを一〇%程度まで引
き下げた場合に、どのくらいの金額が
要るかという……。

○辻原小委員 いや、ちよっと違う。
その点ははつきりしておいてもら
いたいと思うのだが、その二〇%案と
いうものは、いわゆる高率適用をして
予算上措置をした、それと見合つて最
初から考えておつた基準案なのか、そ
れとも最初はもう少し少しかつたものを考
えておつて、二〇%という案に前進を
したという案なのか、その点をもう少し
はつきりしてもらわないと――私の
伺つてゐるのは、あるいは二〇%以前
に大蔵省との間で予算措置をしたとき
に、全体として、政府は六割が予算上
措置した高率適用の範囲だ、こつ言つ
たわけだ。その範囲の基準というこ
とであるならば二〇%だといふのか、
それよりも前進したものであるといふ
のかという点のはつきりしないので
す。そこをまず明らかにしてもらいた
い。その次に、切り下げた場合のこと
を聞きたい。どつちなんです。それ
はもととも変わつていないのですか。
ほかのところは前進しているのか
ら、前進してないのか、それともない
ことなんです。文部省の方も当然前進
しなければならぬのです。

○今村説明員 御説明申し上げます。
当初は、一つの考え方によつて、大体

第二類第一号(附屬の一) 災害地対策特別委員会厚生労働等小委員会会議録第三号 昭和三十四年十一月十八日

特例地域に適用されるべきものとして考へる事業費が、全体の事業費の六割だということを前提として考へていたわけだ。そしてほかの委員会等でも明らかにされておりますように、予算の方を大體先にしながら、あとでその予算をきめる場合に当たっては、もちろん一応の推定の方法を出したわけだ。その点はそんなに粗雑ではないわけだ。それで順序としては、一応の試算を基礎として予算をきめて、今度はさらに政令案にすべくいろいろのまかな作業をやります。そして一応の案を作ったわけだ。そして農林、建設の方の案の動きともにらみ合わせながら、さらにまた何回も試算していきまして、そうして二〇%というところに落ちついていくわけだ。それから、初めに二〇%がきまっています。それが変わらないうちのうちに、そういふびしやりとしたものでもなく、それからまた当初の考へ方が確定して、全然変わって二〇%になったものでもない、そのような関係になっております。

○辻原小委員 どうも聞いてもはつきりしませんが、もう少し数字的に、これは概算でけっこうです。調べが上がつておらなければ上がつてないでいいけれども、予算を積算したときの基礎があるわけだ。その積算の方向は、大體事業費の六割というものを全般的にあつたの方も高率適用の範囲だ、こう言った。そこで今百分の二十の範囲で基準をきめたということになれば、今のあなたの説明によれば、必ずしもその二〇%が六割だという形じゃないといわれるから、そうすると前進していなければならぬはずだ。

す。どの程度事業費が前進したか、当初の事業費は六割で、六割に見合う事業費は大體何だ、これは出てくると思う。それから二〇%にした場合の事業費は、一体どのくらいに現在概算した見積もられるか、そうすると事業費のふくれ方というものは推定がつく。そうすると個々の町村がわからなくて、事業費全体として、比率がどのくらいふえているかということくらいでつかめるわけだ。その点をここで発表してもらいたい。

○今村説明員 現在、御承知のように、現地査定をやっております。そしてこの現地査定でも抽出調査でございまして、個々の学校ごとには、まだ正確な復旧工事費というものはわかっておらないわけでございます。従つて、私どもの方で推定をいたします場合は、過去の査定率等から、どの学校も全般的に同じ比率でせざるを得ないものだという推定をせざるを得ないわけだ。その点が一番危険性があるわけでございます。たとえば二〇%のところは九割の査定率を受けた場合と五割の査定率を受けた場合とは、二〇%という線をかりに設けたといいたしましても、ボーダー・ライン以下に落ちるケースもあり、落ちないケースもあるわけだ。それを一律な計算をいたしますために、現在のところ、一律な計算を前提とすれば、六〇%あるいはそれよりも多少はみ出る額が予定されるということでございます。厳密に査定していきましますならば、その辺の数字という線はもっと上がるかもしれないし、あるいはもっと下がるかもしれないといったようなところが、正確な表現であらうと思うのです。

○辻原小委員 これは建設農林の場合に再三確かめて、非常に金額としては意外だったけれども、一応政府としては発表された。農林、建設それぞれ二億とか三億とか、大體新しく拡大した場合、ふえてくる額はこの程度だということのめどが、たとえば林道なら千二百万円、こういうふうな金額に出ているのです。大體その程度の大まかなところは、文教施設についても出てこなければいかぬと思う。そのことを、率で大体三、四%動くだろうというところではわからないから、一体三、四%動くなら、三、四%のものは総事業費に対してどのくらいの金額になるか、それがわかれば一応事業費がこれだけふえる、従つて、査定基準というものは若干上がつたのじゃないか、こういうことがわかるのですが、どうも今までの御説明では、全体六割という線からあまり動いていないように私ども判断される。金額に直してどのくらいふえる見込みか。今までの査定のやり方は、従来たとえ七〇%なら七〇%でやってきておるなら、その基準で大體今後も査定をやられるものという前提を置いておつたわけです。その額のふえ方が、どの程度かということはお出でくるのじゃないか。どうですか見込みは……

○今村説明員 正確には、復旧工事費の見積もりの仕方、査定の仕方が、今申しましたような順序で行なわれるのでございまして、その辺は、なお何億とか何千万という金額は出さないのが、一番正確な表現ではないかと思ひます。しかしながら、農林省、建設省の方で二億とかあるいは一億何千万という数字をいっておられますが、これ

も同じような推定が入つておるわけでありまして、そのようなことを基礎にして申しますならば、私どもの方は、大まかなところ建設、農林のような何億という数字は出ませんので、何千万円かふえるという程度の見当になると思ひます。

○辻原小委員 そうしますと、現在十一億プラス八百五十万、予算措置しているものが約十二億ですね。それから数字が動いてくる範囲は、二、三千万円、こういうことですね。そうすると、全体として予備費が五十億あるわけだが、文教施設としては、今の基準案でいけば、予備費を食わなければならぬというふうな事態には全然陥らないですか、予算費が必要になつてくるかどうかという点は……

○今村説明員 御承知のように、今回の予算査定におきましては、従来と違ひまして、現地査定が終わらないうちに、査定率も、従来の査定率等を基礎にしたがら一応の推定で計算したわけでございます。目下各地で査定をやっております。その査定率が相当に變動して参る、そういう関係もございまして、それから、たゞいま問題になつておるような条件もございまして、若干ふくらまざるを得ないのじゃないか、かように考へます。従つて、その関係が予備費になるのか、あるいは来年度へ分割して予定しておる分をふくらますのか、その辺は、まだこれから出て参ります数字を見上で考へなければならぬ問題だ、かように考へております。

○小島小委員 関連。実は正直に申し上げまして、百分の二十という数字で基準を定めることについては相当問題があるし、いろんな反対があるのです。そうかといつて、われわれ与党の立場としては、そう言へば社会党に怒られるかもしれないけれども、この基準をあまり勝手ほうだいにきめてしまつて、そのために予算が膨大にふえるということも考へなければならぬ。その辺のかね合いがあつて、そしてこの法案を審議して終結しなければならぬのですから、その辺のところを腹づもりするために、先ほどからくどくど聞いておるわけなんです。私たちがいへども、被害額というか、復旧事業費を全額高率補助にしておつたおかげで、そんなことを考へておるわけではない。手ごころなところ考へなければならぬ。その腹づもりをするために、実は聞いておるわけなんです。だから、百分の二十ならば、あなたの方では六割程度とおっしゃる。それならば、今お手元の数字では、百分の十にしたときに、あるいは百分の十五にしたときにどうなるか、これを聞かせていただきたいのです。

○小林(行)政府委員 先ほど来いろいろお答えいたしておりますように、被害の状況につきましては現在復旧事業費を査定中でございますので、この数字が出てこないといふのはつきりしたことは申し上げられないわけでございますが、一応府県を通じて市町村から報告されました被害を資料として考へました場合、二〇%を一〇%まで下げることにはいたしました。実は大した数字の開きは出て参りません。六五、六%にしかならぬといふことであらうと思ひます。と申しますのは、御承知のように、名古屋市その他非常に大き

な都市がさらに低い比率の地域になつておりますので、そういうものは、一〇%まで下げて、実はそのパーセンテージの中へは入ってこない、これはまた特別な方法で考慮しなければならぬということになるわけでございませう。

○辻原小委員 だんだんの話を開けば、おそらくこの二〇%というのは、予算上から見れば、当初の考えからあまり動いていないのじゃないかと私は思うのです。それからまた、一〇%にした場合、その動きもごく小部分だということになれば、私は少なくとも今大抵の意見としては、二〇%では少し酷ではないか、与党の諸君が予算上非常にはみ出してくるということをいつも心配されておられるわけなんですが、その点の心配もないということになれば、適用地域はやっぱり可能な限り——他の公共事業、農林等との見合いをも勘案すれば、少なくとも一〇%というのは最大限じゃないかと思うのです。そういう意味で、どうですか大臣、これは政令なので、あなたの方でやられるわけなんだけれども、今の二〇%ということでは、これは極端に言つて当初の大蔵案ですよ。大蔵案にすぎぬ。六割ちよつというところであれば、ほとんどこれは動いていない。従つて、最低基準案は一〇%でとどめることという見解をわれわれは表明せざるを得ないのですが、その点についてはいかがでございませうか。

○松田國務大臣 私の承知しているところでは、一時は三〇%にしようという主張をしてあった。それが二〇%におさまったわけでありませう。今なお小島委員が指摘されましたが、覚でもございませう。

の線をなお下げたいというような意向もあるように聞いておるような次第で、それがまた最後のなところか決定しておらぬというようなわけでありませうから、管理局長からの報告と相まつてお考え願ひたい。

○三田村小委員長 今の辻原委員の質問に関連して、僕からお尋ねしたいことがあるのです。それは激甚地指定基準の百分の二十、これは公共土木の激甚地指定と別個なケースでやるんですね。そうすると、公共土木の方で激甚地指定になった市町村でも、別に学校災害が百分の二十の水準に達しないということになるんです。別個にするのと一本にするのと、非常に違つてきまふ。どのくらい違ひますか。結局高率補助をしてやるということは、地方自治体の負担を軽くしてやることなんでしょう。そうすると、公共土木で高率補助を受けなければならぬ地方自治体、すなわち市町村は、その市町村の経営する学校の復旧に対して、同様の高率補助の適用が受けられないというのは、どうも理屈が合わないような気がするんです。

○小林(行)政府委員 確かに二十八年度災害のときには、激甚地指定については、文教施設も農林土木もすべて公共土木の激甚地の指定に含めていたわけでありませうが、今回の災害復旧におきましては、それぞれ公共事業の種類に応じて激甚地の指定をするというところを、一応政府としてはきめたわけでありませうので、文部省としては、学校等の文教施設につきましては、公共土木と別に指定基準を研究したわけでありませう。従つて、ただいま委員長

のお尋ねにもございましたように、たとえば公共土木ではある市町村が激甚地に指定されるけれども、文教施設では激甚地に指定されないというものがございませう。と同時に、またそれを裏返しますと、文教施設で激甚地になりましても、公共土木ではならぬというものも出てくるわけでありまして、その間に多少ちぐはぐなところも出てくるわけでありませう。私もどなたもいたしましては、公共土木の基準をそのまま用いたならば、文教施設の現在の指定の予定状況がどうなるかということとは、実はまだ特別に研究をいたしておりません。

○辻原小委員 今委員長の言われた点は、私が最初に質問をいたしました趣意もそうなんですが、これはどうも数字がはつきりしませんので結論もはっきりしないのですが、前のときには準用した、準用して特別問題はあまり聞かないんです。今度別個にやる、そうすると、ある場合には食い違ひする場合も出てくるのじゃないか、こういうことになると、どうもそこらあたりがびつたりこない。だから、前のときのような形で準用して非常に工合が悪い、現在のあなたの方が作つておられる案、さらにそれを一〇%切り下げた案であれば、それは別個もつけようだけども、大体公共土木できめた案にはほとんど包括されるというようなことであれば、特別な基準は必要ないのじゃないかという気もするわけなんです。だからそこらあたりの関連をもう少し検討してもらわないと、どうも結論が出にくいように思ふんです。その点どうなんでしょうか。早急に検討でき

ますか。

○小林(行)政府委員 先ほど申し上げましたように、今回の災害におきましては、たとえば農林の災害復旧等におきましては、必ずしも公共土木と同一の基準でない方がいいというようなこともございまして、各事業ごとに基準を立てる、そして、その間の地方公共団体の財政力に対する調整は、特別交付税の方で見るといふことになったわけでございます。その点、二十八年災とかなり大きな行き方の違いがあるわけでございます。従つて、文部省としては、現在文教施設の被害額と、それからその市町村の標準税収入というやうな、その比率で参ることにしているわけでございます。

○辻原小委員 その点は、以上にとどめておきます。

それから、先ほど質問した私立学校の指定基準についても、これは逐一お尋ねいたしませんから、一つあなたの方から、大体現在の指定基準の案はこういうものである、それに基づくと、先ほどから公立文教施設の基準について質問をいたしましたように、当初の事業費の平均が大体どの程度であった。これは大体六割。それからどの程度ふえていく、全体として現在災害を受けたおともなる私立学校の所在する地域はどのくらいこれに入り得るのか、それも一つ御説明願ひたい。

○小林(行)政府委員 私立学校につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、その所在地の地方公共団体の財政力という点に關係がございませんで、二十八年災の当時の激甚地の指定基準をとりたいたことで、文部省としては予算要求をいたしたわけ

でございます。現在一応の試算でございますが、御承知の二十八年災は、その市町村内の私立学校の平均被害額が二十万円をこえるもの、それから、その市町村内の被害学校数と全体の学校数の比率が一〇%以上という、この基準をそのままとりまして、全国の被害私立学校数と、地域内の被害私立学校数の比率から申しますと、大体六〇%でございます。ただし、全国の被害市町村数と指定地域内の被害市町村数から申しますと、ちよつと三分の一の三三%という数字が出ております。ただ、今度は、復旧事業費の金額から申しますと、御承知のように、名古屋に私立学校が非常に集中いたしておりました。ここに私立の被害が大部分あるわけでございますので、ただ被害の金額だけを比較いたしますと、九〇%以上が激甚地ということになるわけでございませう。

○辻原小委員 次に、私立学校の高率適用の額は、どの程度以上を考へておられるのか、これを承りたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 私立学校のいわゆる適用除外と申しますか、高率適用の最低金額でございますが、これは学校の種類によつて実はいろいろ違つてくると思ひます。今回の私立学校の災害の状況から見ますと、いわゆる激甚地の中に幼稚園の数が相当あるのでございまして、この幼稚園がその規模も経営能力もあまり十分でございませんで、幼稚園等のことも考へまして、最低二十万円程度にいたしたい。それ以上のものにつきましては、大学あるいは小、中、高といった学校種別等を考へまして、それらの経営能力等も十分考へ、それぞれの金額をきめ

ていきたいというふうに考えております。

○辻原小委員 二十八年のときには幾らですか。

○小林(行)政府委員 二十八年災のときには、たしか十万円であったと思います。

○辻原小委員 私もういろいろに記憶しているのですが、法律全般、予算の措置も、いずれも二十八年を下回らざることをというのが大原則になっておるのです。ところが私立学校の場合、今度の小災害の取り扱いについては、二十八年より限度が引き上げられておるというふうにお話では理解せざるを得ないのです。その点は、大臣、一体どういうことなんでしょうか。二十八年の際には十万円以上のもに適用した。ところが、今度は幼稚園まで入ってきても、今度は幼稚園、その限度が、最初は三十万といわれ、今お話によると、二十万円くらいに幼稚園も入っているから考慮しようという案らしいのでありますが、それにしても、二十八年のときと均衡を失していると思うのです。なぜ二十八年と同じように、十万円以上のものは全部これを対象にするという方針を出せないのか、どうもその率についてのなにかわからないわけですか。どうでしょう。

○辻原小委員 これは別に大臣に文句を言うておるわけでも何でもありませんが、しかし、今のようなお話では、だれが聞いても了解のいくものではないのです。私学振興会の融資とか、あるいは小さい幼稚園が入っておるとかいうことは、別の理由で入っている。また、私学振興会は、二十八年の災害であらうが、また通例の災害であらうが、やはりこれは手当をしておる。今度の異常災害にだけ私学振興会が融資をしておるというのではないのです。だから、二十万まで適に二十八年のときよりも引き上げたというところは、何らかの理由がなければならぬ。ところが、どうもその理由がしきものは見当らない。これは非常にへんばな措置だと思ふ。しかも、公立の場合においても従来四十万であったものを、合算十万にまで小災害は切り下げ、その残余のものについても、起債の措置等において、十分ではないがかなり考えている。ところが、私学の場合には、二十八年のときよりも十万円引き上げられている。これは、せつかくの法律が画龍点睛を欠くうらみがあると思う。なぜ二十八年と同じような措置をしなかったか。この点については、今大臣がぼそぼそとおっしゃったようなことでは私は理解ができないので、もう少しはっきりして下さい。

○小林(行)政府委員 確かにお尋ねのような点がございます。ございます。が、御承知のように、二十八年災と今回の特別法とは違つた点もございまして、たとえば、個人立の幼稚園等は、実情に應じまして今回初めて補助の対象にするということにいたしましたのでございします。また、振興会の方の融資も、学校法人に限られておりますのを、これについては特別に融資の対象にするというふうな措置もしております。で、従来の十万が二十万になったという点は確かでございますが、それらをあわせまして、復旧事業上相当遺憾のない手が打てるものと思つております。

○辻原小委員 悪く解釈しますと、個人立の幼稚園と小さいものを入れたので、だから限度を下げておればかなり範囲が広がる、そこで、法律へ入れたかわりに、予算の上で少しでもそれはしほつた方がよろしいという考え方で、下を引上げたではないかと勘ぐつておるのです。大かたその辺の理由ではないかと私は勘ぐつておる。そうではないかと私は勘ぐつておる。そう置しようという考え方で、できるだけの限度を下げてきたのが、それを逆に今度は上げたというところは、これはふに落ちないのです。だからこの点も、今度の措置では私は不満です。それと、それらのいわゆる小災害について、公立の場合には起債の特例でもって若干考えておりますが、私立の場合には一体どうするのか、この点を一つ承りたい。

○小林(行)政府委員 激甚地の指定を受けない地域にありますが私立学校につきましては、これは補助の対象にならないうえでございしますけれども、振興会の方の一般の災害復旧の融資が受けられることになっておるわけでございますので、それによって復旧事業を行なうことになっております。

○辻原小委員 これは通例の運用から見ますと、振興会のあれというのは、かなり大きなところには金がいきまされけれども、小さい私立学校にはいってないのです。そういうことからいいますと、建前はいいことになっておりますからというので、あなたの方の答弁はできましようけれども、実際は、これは何にもしていないでしよう。しかし、それ以上文句を言つても始まりませんから申し上げませんが、もう少し限度を、これも切り下げる必要があるんじゃないか、かように思ひます。

最後に、これはまた別の問題ですけども、この前も大臣にお伺いをいたしました。私立学校について授業料の免除をやはり国としても講ずる必要があるんじゃないか、こう思うのです。そこで国立、公立の現在の措置状況、これを承つておきたいと思ひます。対象人員、それから免除をした金額、金額の基準、こういうものを承つて、それとの関係で、私立学校は現状どうなつておるかということをお知らせ願ひたい。

○齋藤(正)政府委員 公立の高等学校の授業料の減免の問題でございします。現在わかっておりますのは、三重においては、免除の措置を受けたものは約六百人、それから減額の措置を受けたものが千五百人、その減免所要額は四百五十万といふこととございします。そのほかに、愛知県は、金額にいたしまして千百万、それから岐阜が四百二十五万といふことになっております。国立の学校につきましては、現在人数が三千人程度でございまして、金額はまだ確定いたしておりません。

○辻原小委員 その国立で免除する場合のそれぞれの学校種別に応ずる免除の金額、それから期間、これはどうなつておりますか。

○齋藤(正)政府委員 ただいま申しましたように、国立大学及び国立短期大学の被災の学生、これを三千人と考えまして、これらの学生に対して、全壊、流失、半壊等、被害の程度に応じまして、三十四年度の後期授業料の全額または半額を免除する予定であります。半額としたしましては、半期分でございますから、全壊の場合が四千五百円、流失、半壊の場合が四千五百円、流失、半壊の場合も同様でございます。床上浸水につきましては、半額免除でございますから、その半分の二千二百五十円、さうなつております。

○辻原小委員 今お聞きいたしますと、国立の場合には約三千人を予定して、年間九千円の授業料を基準にしてその半々分を免除しよう、こういう措置をとられつたものであります。公立につきましては、これはすでに三重、愛知、岐阜等、激甚地といわれておる地域においては大体措置がとられておるようであります。これは都道府県教育委員会あるいは当該市町村等の教育委員会の任意にまかしておるか、文部省が、国立に準拠して、何らかの行政指導を行なつておるのかどうか。今お聞きしますと、愛知、岐阜、三重のこの三県しかなく、そのほかにもあると思ふのです。国立はおしなべて全部、公立はある部分、私立は全然やらない、こういう形のへんばな行政はいかぬと思う。少なくとも授業料を免除するならば、受けるのは学生、生徒、児童なんですから、どこに行つておつても、ひとしく被災者であるという学生、生徒については授業料を免除するという方針がなければならぬ。

だから国立をやったということは、国の方針が免除してやるべきだという方針だと私は理解する。そうするならば、それに基づく行政指導が、その他の国立以外の学校に対しても行なわれなければならないと思うのです。それはどういうふうになっておりますか、それを伺いたい。

○齋藤(正)政府委員 十五号台風によります公立高等学校の授業料の減免の措置につきましては先ほど申し上げた通りでございますが、そのほか、七、八月の風水害によりまして群馬とか、石川、あるいは福井、山梨、長野等、それぞれある程度の減免措置を行なっております。これは今回、文部省としては特別の行政指導をいたしましておりません。それは従来の災害の経験にかんがみまして、都道府県の教育委員会でそれぞれ適切な措置を講じておるわけでございます。

○辻原小委員 公立学校を免除した場合のその歳入の欠陥の扱いは、どういうふうな財政上措置されますか。

○齋藤(正)政府委員 その問題は、文部省自体として特別の予算措置等は考慮いたしておりませんけれども、こういう災害によって生じます問題につきましては、特別交付金とかあるいは歳入欠陥債等の処理をされる場合に御考慮になっていただくように、文部省としては自治庁にお願いをしておるわけでございます。

○辻原小委員 それは文部省からお願いをしなければ措置できないものか、あるいは現在の交付税の一般方式で自動的に行なわれるものか、この点はどうなんですか。

○奥野政府委員 今文部省からお話し

になりました通りの取り扱いをする例になっております。

○辻原小委員 そうなれば、このところはやって、これはやらぬといううな、へんばな行政をそのまほううておく手はないと思うのです。ただし、免除したが、そのあとの補てんは国の方で知らぬぞという形になっておるならば、これは私は、強制というか、そういう指導はできないと思うのです。しかしながら、それが今自治庁もおっしゃったように、必ず歳入欠陥として交付税もしくは特別交付税でもって補てんされるものであるならば、自治団体に対して圧迫にはならぬわけですから、当然私は、そういう一つのアンバランスが生じないように、少なくとも国立でやった基準に基づいて、公立も、床上浸水以上に対しては半額、半額以上に対しては全額を免除するという行政指導を行なうべきだと思っておりますが、その点は、私はどうも聞きましてふに落ちない。文部大臣もお聞きの通りだと思いますが、この際私は、国立三千名を予定して全国的におやりになるならば、公立に対しても当然措置すべきだと思ふ。そういう行政指導をおやりになるかどうか、お伺いしたいと思ふ。

○齋藤(正)政府委員 十五号台風につきましては、あの場合には文部省も現地の対策本部へ行きまして、いろいろ御相談した際に、育英資金等もあわせて文部省がやれということではございませんけれども、それぞれ減免の措置をパンフレットにして配ったような実情でございますので、特別文部省としては通達等をいたしております。それから従来全国的な災害につきまして

は、それぞれ各県において適切な措置が行なわれておるような実情でございますので、今回七、八月の風水害についても、文部省としては特別の措置をいたさなかつたわけでございます。

○辻原小委員 それではもう一ぺんさかのぼってお聞きしますが、たとえば国立で三千名を対象にしているのは、通例の被害に対する災害復旧であれば、その起きた地点に対していろいろな措置をすればいいわけですか。ところが、授業料の免除などというのは、愛知県で災害が起こっても学生は東京の学校へ通っておるものと私どもは理解しておりますが、この三千名というものは、そういう範囲まで含んでおるものでしょうか。

○齋藤(正)政府委員 お話しの通り、それは出身地の大学だけでなく、全国に在学する者を含んで措置をするわけでございます。

○辻原小委員 そういたしますと、齋藤さん、あなたは特別の通達をいたさないでもできておると思うと言われましたが、私はできていないように思ふのです。あなたが先ほど述べられた通り、三重とか、愛知とか、岐阜とか、こういう激甚地は、これはやはり総合的にやられてはいるけれども、私の県の大学に來ている愛知県出身の学生は、必ずしも行なわれていないかしもしれない。そういうような実情を、あなたの方で今わかっておられますか。ほとんど全国的に、国立と同じような措置ができておるという確信があるならば、通達を出さぬでもけっこうだと思ふのですが、私は老練ながら、必ずしもそうじゃないように思っているの

です。

○齋藤(正)政府委員 国立大学につきましては、各大学長あてに通牒を出しまして、現在調査中でございますから実態はわかりませんが、大学の所在地によつて、へんばな取り扱いを受けるといふことは無いと思ふ。

○辻原小委員 いや、僕が言っているのは公立なんですよ。それに見合つて、公立の場合はどうか。公立大学はさうぶんなるわけですか。たとえば、それぞの地方にある医科大学に、愛知県なり岐阜県なりから通つておる、そういう者は、片一方の国立の学芸大学なら学芸大学はやられておるけれども、片一方の医科大学については行なわれていない、そういうへんばな問題が起きるでしょう。

○齋藤(正)政府委員 私どもは、従来のたびたびの災害によつて、こういう事態はそれぞれ地方において適切な処理が行なわれるものと実は考えておつたのでございまして、通牒する必要があれば、お話のような点は措置いたしたいと考えております。

○辻原小委員 私が念を入れて歳入欠陥に対する措置までお伺いした理由は、一方面的に強制しては地方自治をこわしますし、また地方財政を圧迫しますから、若干であつてもただ一方面的にはやれない。しかし、自治庁のお話のごとく、その歳入欠陥についてはかなり補てんがされるという前提があるならば、これはどこができて、どこができていないというようになことはないに、やはり全般が行なわれるような指導がこれの際として必要じゃないか、こういうふうに思ふのです。しかし、なおあな

たの方では、そういった点についての十分な調査がまだできていないようでもありますから、それは一つ早急にやつていただいて、やつていない地域がかなりあるようならば、全般的に行行政指導をしてもらいたいし、やつていないところが少ないようであるならば、個々の指導でもけっこうだと思ひますけれども、少なくとも国立に準拠してやるだけのことは十分措置してもらいたいと思ひます。大臣、その点について一つ約束をいただけますか。

○松田國務大臣 お話の点につきましては、それぞれ地方の実情を十分に調査いたしまして、絶対必要だと考えられるようなところに対しては、さうに指導いたしたいと思ひます。

○辻原小委員 もう一つ、今度は公立から私立への問題があるわけなので、最初に、私立学校について、大体同じような状況が出ておると思うのですが、その対象人員はどのくらいあります。そのうちで、それぞれ当該の私立学校内で措置しているものはどの程度あるか、これを承つておきたい。

ところの数字なのでしよう。私が伺ったのは、全体としてどれくらいあるか。

○小林(行)政府委員 今回の罹災者の子弟が、全国の私立学校にどういふうに入學しておるかということにつきましても、現在までのところ、文部省としてまだ調査をいたしておりません。

○辻原小委員 これは非常に調査しにくいと思いますが、私は再三再四この点をお尋ねしているの、少なくとも、たとえば学校教育法等においては、育英資金を給付しなければならぬ者が今度の被災者の中に何名あるという点の対象人員というのは、大体四千数百名と明らかになっている。これは国立はもちろん、公立、私立をも含むのですけれども、私はある程度まで調査が可能なのだと思うのです。被災者は、愛知県だけで、私立の関係で一万八千くらいあると私は聞いています。ですが、全国的に見ると、これは相当の数字だと思ふ。だから、その程度の数字をつかんでもらわぬことには、数字がないからやはり措置ができないのだと私は思う。数字をつかんでもらうて、そして国立がやる、公立がやるというならば、当然これは私立の場合も考慮しなければならぬ。ところが、私立の場合には、自動的に国が歳入欠陥を埋めることはできませんから、特別な方法を講じなければならぬ。この点は、私はやはり均衡論から見て必要だと思ふので、一つ大臣にも、しばしばお伺いしておりますが、何とかもう少し積極的にやりやうになるような考え方はありませんか。予算上はこれはわずかな金であると思ふのです。予備費

とかいろいろなもので措置できると思ふ。これはきわめて少額の金だと思ふ。どうでしょう、大臣。

○松田国務大臣 私立学校に対しては、とにかく現在のところでは、私学振興会の方の融資によってやるということ、並びに特定の学生に対しては、育英資金をもつてそれぞれ貸与するというようなことよりはかはには、全般的に公立学校などと同様の扱いはいたしかねるかと思ひます。

○辻原小委員 私は、まことにおかしいと思ふ。まことにおかしい。これは、事はあるいは小さい問題かも知れぬが、そういう觀念がいかにぬえぬか、そういう觀念がいかにぬえぬか、というのです。なぜかといへば、免除してやるというのは、現実にはその分だけ国が補償するということなんです。ところが私学振興会あたりから融資をするというのは、これは金を返さざるわけです。それがまた融資をしたって、必ずしも学校がやるとは限っていません。そういうふうに取り扱ふなら、なぜ官学だけをやるか、なぜ国立だけをやるかということなんです。そういうところに私は一つの矛盾があると思ふ。教育を受けている者は、公立学校でも、国立の学校でも、私立学校でも、同じ立場なんだ、災害を受けている程度も同じだ、ということならば、平等に取り扱ふのが正しいと思ふ。それをやらないのは、極端に言えば、私は一つの怠慢じゃないかと思ふのです。私立学校にその災害復旧についての助成を何と与えるかという問題とは違ふのです。これは本質的に違ふ。私立学校であれば、個人の、あるいはそういう企業体の経営する一つの事業と見られ

るところに、いわゆる公のもの

とは若干の差があつてもいいのじゃないかという論が出てくると思ふのです。が、これは学校に対してやるのではなく、経営者に対してやるのではない。教育を受けている学生、生徒に対する授業料を免除してやろうということだから、どこにも国立、公立と私立を分け隔てをする必要はないのです。やるならば同じようにやる、やらなければならぬ。一方にやらないという一方に与えて、一方にやらないという一方に与えて、私は、これは行政上の一つの怠慢だと思ふ。そういうことを見のがして

おいてはいかぬと思ふのです。だから私は、事はこまかいからぬ、金は

は大して必要でないかも知れぬが、しかし、取り扱ひとしては、これこそ平等にやらないかしなければならぬという持論を持つておるのです。前々から、災害のつどそういうへんばなことがあるから、こういう異常災害の際こそその姿を改めて、将来、国立にやる場合には、公立に對しても、私立に對しても、免除できるような措置をこういう機会に講ずべきだということを主張しておるのです。だから、大臣の今のお話では、私はこれは納得がいきません。

○松田国務大臣 この授業料の免除については、公立学校も私学校も生徒として受けるわけだから、これは平等に支出しなければならぬではないかという点につきましては、私も一つの理屈であると思ひます。さりながら、国立学校と私学校とはまたおのずから異なるものである。これは生徒であるからというが、生徒も進んで、公立学校があつても、私学校に行つてゐるわけであつて、私学校というものは設置者

の人となり、あるいは教育に対する抱負なり方針なりがあつて、そこに一つの特徴というのがある、あるいは校風というものがある、それを慕つて進んで自発的にいくわけでありませう。私は、そうした私学校における校風とか特色というものは、むしろ伸ばしていきたい、伸ばしていくべきものであるというふう

に考へておるわけでございます。従つて、民主主義下における独立、自主、自尊の觀念を植へ付けていかなければならぬというふうな考えで立つておる学校におきましては、むしろ設置者としても、また学生の父兄にしても、そうしたものを免除されることをがえんじないような氣持があるのではないかとさえ、私は考へておるわけなんです。あなたのおっしゃる点もまことに一理あることと思ひますけれども、すでに初めから国立学校と私学校とはおのずから異なつておる点がありますので、それにはそれだけの理由があるのだからという点から申しまして、これは、はなはだあなたと意見は違ひますが、私の考えとしては、授業料免除をむしろいさぎよしとしたいのではないかと今思ひます。

○辻原小委員 大臣、騎虎の勢いでそこまで考え方が発展したわけですが、私は、ここで論争するということは趣旨でありませぬので、それについて、いわゆる私学論争をやろうと思ひませぬけれども、しかし、現実には愛知県、あるいは岐阜県、三重県等において、私学がやつたことについて、今の私学の現状から考へてみれば、これは私学だけにまかしておくべき問題ではないというので、県が財政上の措置をしておるのです。大臣の今のお考え方で

いけば、そういう問題をやるというところは、少しおかしいじゃないかということになる。しかし、私は授業料の免除という問題は、必ずしも私学の本来の問題とは違ふと思ふのです。さつき私が前提に申し上げたように、これが経営に對する補助であるとか、あるいは施設に對する復旧であるとか、直接経営者側にいくの補助であるならば、公立、国立との間に若干の相違点のあることは、私も認めておるからこそ、今度の特例法においても、そういう補助率についてのそれぞれの差異について、われわれはそれもある程度認めておるのです。しかし、この授業料については、そういう問題ではないという理由のもとに私は申し上げておるのです。しかし、今はこれを論争する問題ではありませぬから、現状に立つて十分考察をされて、できるだけの措置を文部省においても積極的におとり願ひたい。私も必要を感じまして、私学については何らかの必要の立法も必要かと思つて出しておりますので、その点については、われわれはわれわれとして独自に検討いたしました。

以上で終わります。

○三田村小委員 渡海元三郎君。

○渡海小委員 自治庁当局に、簡単に二点お伺ひいたします。私は、今回の災害に對しまして、建設あるいは農林当局におきましてとられた措置がながめておられますと、特例法の指定する災害の地域に對しましては、団体指定ではなくして、地域指定という方針でやられておるやうに承つておるのではありません。そうなりますと、政府の出しておられます公共団体の起債の特例

に関する法律案の第二条並びに第三条におきまして、団体を意味する文字を地域と改めることによつて、これらとの関連の均衡がとれるのではないかと、修正するのが至当ではないかと、かように考えるのでございますが、この点に關する自治庁当局の御意見を承りました。

○奥野政府委員 起債等特別法案を提出いたしました際には、地方団体の行なう事業につきまして国が高率の負担をする場合には、その団体の全事業について行なわれるという予定のもとに提出をいたしましたわけでございます。ところが、その後公共土木施設、災害復旧あるいは農業施設災害復旧等におきまして、御指摘の通り、必ずしも地方団体の全域について高率負担をいたしませんで、その一部の区域に限って国が高率の負担をするというような扱いが行なわれるようになって参つてきているようでございます。いわゆる激甚地指定を特例法案についてどう行なうかということにつきましては、先般もお答えを申し上げたわけでございますが、一応の基本的な考え方をとりながら、他の法案において激甚地指定が行なわれる場合には、それに完全に合せていきたい、かように申し上げて参つておりますので、他の特例法案におきます激甚地指定が、地方団体の区域の一部になりました場合には、ただいまの特例法案では不備になつて参るわけでございます。そういうような点から「地方団体」とありますのを「地方団体の区域」というように国会において御修正いただくことを希望いたしてゐるわけでございます。

○渡海小委員 さらに一点お伺ひした

いのでございますが、今回の被官激甚地の高率補助適用地域の指定につきましまして、いわゆる混合方式というものが用いられて、混合方式を採用する基準をいたしまして、当該市町村における標準税収入と当該市町村の地域からの県税収入、この兩者を算定するというふうにして聞いておりますが、当該市町村の県税収入の算定の方法は、おそれくいわゆる県税の標準税収入との按分方式といふか、それによつて出されるんじゃないか、すなわち、全県の市町村の標準税収入の合計額に対する当該市町村の標準税収入の按分率といふものによつてこれを計算するんじゃないか、かように聞いておるのでございますが、その場合、法人税割、あるいは法人事業税等は、特殊な地域に非常に偏在するものでございまして、これも一括して按分した場合においては、実情に合わない。むしろ、法人税割あるいは法人事業税というものに對する県税収入に對しましては、區別して計算するのがより当該市町村の実情に適合するんじゃないか、かように考えるのでございますが、これを區別して算出されますかどうかこの点お伺ひいたしておきます。

○奥野政府委員 いわゆる混合方式の議論が起つた場合には、府県税収入を市町村ごとに区分するということが不可能だと申しておりました。従ひまして、混合方式をどうしようとする場合には、府県税収入を市町村ごとに区分する場合に、一つの推定による以外に方法がないだろう、かように考えておつたわけでございます。その推定の方法として、人口に按分するとか、あるいは市町村税に按分するとかいふ方

法が考えられるだろう、こういうような議論をいたしたことはございます。しかし、大体府県の税収入を市町村の税額に按分するんだというような考え方が固まつて参りましてから後、それじゃ具体的にどう按分するかということについては、まだ議論をいたしたことはございません。しかし、御指摘のようない問題があるわけでございまして、いすれにしても、府県の税制と市町村の税制とは仕組みが違つていゝるわけでございまして、按分したからといって、正しい推定になるわけのものではないと申さねば、もし正しい推定をしようとしたら、同種の府県税収入について同種の市町村税で按分するというようなやり方をすべからうと考えるのであります。その場合には、法人事業税収入や府県民税の法人税割収入は、市町村民税の法人税割収入額に按分する、その他の税額は、その他の市町村税額に按分するといふことが考えられるだろうと思ひます。若干この場合には手数がかかつてくるということになるのではないかと申ひますが、両方の長短を検討して決定すべきものだと思ひますのでございまして、せつかくのお話もございまして、自治庁といたしましては一つの意見をまとめてみたい、かように存じておるわけであります。

○三田村小委員長 中井徳次郎君。

○中井(徳)小委員 大へんおそくまで恐縮でございます。私は、簡単に二、三点だけお尋ねをいたしたいのでありますが、その前にちよつと文部省の皆さんに……。先ほどから皆さんと太田君や辻原君との問答を聞いております

と――実は私は、地方財政の方につきましてはいささか研究をしておる者であります。公立学校の管理につきましては、文部省のことでありましか、教育の内容とか教職員その他に対するいろいろな施策とかいふことについては、皆さん相当御研究のようでございます。皆さんも、実際公立学校の管理だとか新設だとかいふふうな問題については、地方の過去十五年の歴史から判断してみますと、率で表現するのはおかしな話であります。自治体の仕事の少なくとも三分の一程度は、学校の維持経営に頭を使つておる。しかも、皆さんの返事を伺つておると、どうもその辺のところが何か隔靴掻痒の感があるように思へてなりません。今、ちよつとお尋ねするわけですが、そういうことをやっておりますのは、文部省の管理局の中のどういふ課でございませうか。

○齋藤(正)政府委員 公立学校の維持経営に必要な財政的な問題を取り扱いますのは、ただいま問題になつております学校の建築につきましては、管理局の助成課でございます。給与その他局の問題につきましては、初等中等教育の財務課というところで担当いたしております。

○中井(徳)小委員 助成課とか財務課とかいふふうに分かれておるのですか。それ以外に、何かそれを総合的に見える全般的な財政課というふうなもの、管理局の中にならぬのですか。

○齋藤(正)政府委員 文部省の組織の考え方としては、建物の点が管理局に入つておりますが、初等中等教育に關する財政的な全般を見るのは、ただいま申しました財務課でいた

しております。

○中井(徳)小委員 そういたしますと、たとえばPTAの会費が高いとか、ある府県のある市の教材費がべらぼうに少ないか、これはどうするかというふうな問題は、一体どこで扱つておるのですか。

○齋藤(正)政府委員 だいたいま話しの父兄負担の問題につきまして、これを公費でどう取り扱うかという問題につきましては、ただいま申し上げました財務課で取り扱つておりまして、具体的に申しますれば義務教育国庫負担金の教材費との関連が起こつてくるわけでございます。

○中井(徳)小委員 そういうことについて、先ほどから激甚地の話がございまして、激甚地の指定と今度の公立学校の災害とは、ちよつと基準が違ふんだというふうなお話でございましたが、それはどういふことで違ふのでございませうか。その根本の趣旨を聞かせていただきたいと思ひます。

○齋藤(正)政府委員 これは先ほど担当の管理局長からお答えしたのでございまして、私も、私たち、今回の立法をいたしました際に、当初お尋ねの点を検討したのでございまして、すなわち、要するに、地方団体が設置、経営いたしますところの公立学校等の災害につきましては、これは財政が同じでございまして、公共土木と合算していたすべから、すなわち二十八災の方式を用いるべきか、あるいは学校だけを取り扱うべきかについて検討いたしました。その結果、先ほど申し上げましたように、私どもの考えからいたしますれば、公立学校のすみやかな復旧

をはかりましたために、学校の被害の状況というものは、学校特有に全国的に分布をされておる。そうして終局的には公共土木等と考え方を同じようにしながらも、別の基準を立てた方が、学校の復旧の実態に合うのではないかと、いうことで、先ほど申し上げましたような案を立てたわけでございます。

○中井(徳)小委員 どうも今の話などを聞きますと、一向私はわからないのでありますが、やはり教育についての財政はだれがやっておるかということについて、皆さんに総合的な御判断をお願いしませんと、今のお話などはまるで御都合主義のように聞こえるのであります。どうですか。たとえば一例を申しますが、道路も橋梁も大した損害はない。しかし、学校のかかわりだけはみんな飛んじやって、ガラスもばらばらにやられてしまつて、惨たんたるものである。これは雨が少なくて風が多かったところでありませう。私は現実を知っています。それは皆さんの場合には、確かに入るわけなんです。ありがたいことだけれども、それは確かに入ります。それじゃ村当局、市当局とすればどうかといふと、ほかに別にやるべきでないですね。たとい一千万円、二千万円の被害であつても、それだけなんだから、その市町村は一千万円の負担を何とかすればよろしい。ところが、一方学校は残つてはおる。しかし、道路もやられ、海岸堤防もむちゃくちゃにやられて、学校の被害は百万円程度ではあるけれども、市町村としては、その百万円も全然出せない。あとにうんと大きなものがたくさんある。だれが出すんですか、そういうときには、やはり一緒に考えていただく

ない……私は、いわゆる激甚地指定というものは、そういうことであらうと思ふんです。みんなばらばらにしてしまつたら、この激甚地指定という精神が、末端へ行つたらますます死んでしまふように思ふのでございませう。この辺のところについて、どういふ調節をお考えになつておるのか。それは、教育委員会は確かに独立はいたしてありますが、財政はかかつて市町村が持つておるのでありますから、教育委員会にしてみれば、文部省はそういう得手勝手なことを言うが、市町村の方では、文部省は一向こうだということであらうになつてしまふんじゃないかと思ふのです。もつと皆さんの側として、財政を見た場合には、やはりよろから教育委員会を応援すること、勢をとらねばならぬ。それはやはり自治体の財政を通じてやらなくちゃ、私はいけないと思ふんですが、この辺のところについての文部省の皆さんの、地方財政に対する考え方をもちと検討してもらいたい。私は、先ほどから管理局長さんの話なんかを一々聞いてお

地はどうだ、そういうことをどこかでまとめるところを私は皆さんの機構の中でぜひ作つてもらいたいと思ひます。ちりちりばらばらですが、下へ参りますと、一緒にしなくてはなりません。一般の仕事は何もなくても、教育のことはだけは自治体は残るのでございませう。それから、その管理を——今日の自治体で教材費その他を調べてもらひなさい。全国では非常な差ができておると思ひます。そのことだけを皆さんに對するお願いいたします。

それから今度は、自治庁にお尋ねをいたします。これもいい悪いというようないふ基本的な問題よりも、むしろ事実の問題でございませうが、災害の関連事業で、かゝるいわゆる改良工事に対する府県市町村の負担部分につきましても、どの程度起債で見えるのですか。起債は全額見てくれるのですか。それは原形復旧に対する負担部分の起債との関係ですが、同様に見られるのであります。その辺のところを伺つてみたいのであります。

○奥野政府委員 いわゆる改良工事といわれております中に、二つあるだろうと思ふのであります。本来ならば原形復旧だけれども、法律の言葉で言いますと、原形復旧工事が不適当でありますとか、困難でありますとかする場合には、改良工事全体を復旧工事とみなす、こうなつております。そういう場合には、災害復旧事業費の地方負担についての起債の取り扱いをいたして参ります。従ひまして、災害のありました年度におきましては、一応負担額の全額を起債でまかなえるようにする建前をとつております。過年度災害になつて参りますと、七〇%の充当率といふことにいたしておるわけでござい

ます。もとより災害がきびしいところにおきましては、若干充当率を引き上げるという取り扱いをいたしております。なお、関連工事といふことになつて参ります場合には、国が関連の公共事業として扱つておるわけでございませう。で、地方債も公共事業に伴う地方負担額についての地方債の充当という形で処理して参つておるのでございませう。関連工事の場合には、やはり災害の起こりました年だけは、原則として一〇〇%地方債をつけた、こういう考え方を持っております。次年度からは、一般の公共事業の地方負担に伴ひます地方債の充当と同じであります。これは、全体といたしまして四五%という充当率で地方債計画を立てたわけでございませう。

○中井(徳)小委員 そういうことになりましたと、今回の伊勢湾台風で非常な災害をこうむりましたが、その中でたまたま関連工事、改良工事としてまじめに工事をやつておるところは、非常に助かつておるのであります。二十八年度の災害でやられました中でも、工事の仕方が悪かつたところはだめでございませう。しかし、まじめな工事をしたところは、大助かつておるのであります。それから、今後そんな原形復旧ではいけないというのが、政府の大方針でもあります。世論でもあり、また、現地の住民の熱烈なる要望でもある、同時に府県市町村等もぜひそういうようにしてもらいたいといふことであります。が、今お話を承ると、初年度は一〇〇%だ、しかし、次年度からは七〇%になる、あるいは四五%になるといふうなことになる、初年度に一〇〇%

○奥野政府委員 中井さんは大へん詳しいので、あるいは簡舌になるかもしれませんが、基準財政需要額を算定して参りますときに、一応あるべき財政需要額の算定ということにいたしております。しかし、災害復旧というものは予測できないものでありますから、算入いたしておりませう。従ひまして、これにつきましては地方債を原則として一〇〇%つけ、さらに元利償還額を基準財政需要額に算入して参ります。しかし、一般の公共事業につきましましては、河川の費用だ、道路の費用だといふことで、基準財政需要額に算入いたしておりますので、やはりそういうような一般財源でまかなつてもらいたい。しかし、災害のあつた年だけは、特に災害の関連の工事なんかになつて参りますと、そういう予定の財源がございませうので、一〇〇%地方債をつける、こういう考え方に立つておるわけでございませう。なお、災害の場合にいたしましては、次年度以降は比較的安定もしてくるわけでございませうので、災害復旧の事業分といたして、年度当初に予算を組むときにすでに予見もできるわけでございませうので、あとう限り一般財源をつぎ込んで、もう一つ、健全な運営をしてほしい、こういう考え方をとおつておるわけであります。そういういたしまして、災害の

いふことにいたしておるわけでござい

ます。もとより災害がきびしいところにおきましては、若干充当率を引き上げるという取り扱いをいたしております。なお、関連工事といふことになつて参ります場合には、国が関連の公共事業として扱つておるわけでございませう。で、地方債も公共事業に伴う地方負担額についての地方債の充当という形で処理して参つておるのでございませう。関連工事の場合には、やはり災害の起こりました年だけは、原則として一〇〇%地方債をつけた、こういう考え方を持っております。次年度からは、一般の公共事業の地方負担に伴ひます地方債の充当と同じであります。これは、全体といたしまして四五%という充当率で地方債計画を立てたわけでございませう。

○中井(徳)小委員 そういうことになりましたと、今回の伊勢湾台風で非常な災害をこうむりましたが、その中でたまたま関連工事、改良工事としてまじめに工事をやつておるところは、非常に助かつておるのであります。二十八年度の災害でやられました中でも、工事の仕方が悪かつたところはだめでございませう。しかし、まじめな工事をしたところは、大助かつておるのであります。それから、今後そんな原形復旧ではいけないというのが、政府の大方針でもあります。世論でもあり、また、現地の住民の熱烈なる要望でもある、同時に府県市町村等もぜひそういうようにしてもらいたいといふことであります。が、今お話を承ると、初年度は一〇〇%だ、しかし、次年度からは七〇%になる、あるいは四五%になるといふうなことになる、初年度に一〇〇%

○奥野政府委員 中井さんは大へん詳しいので、あるいは簡舌になるかもしれませんが、基準財政需要額を算定して参りますときに、一応あるべき財政需要額の算定ということにいたしております。しかし、災害復旧というものは予測できないものでありますから、算入いたしておりませう。従ひまして、これにつきましては地方債を原則として一〇〇%つけ、さらに元利償還額を基準財政需要額に算入して参ります。しかし、一般の公共事業につきましましては、河川の費用だ、道路の費用だといふことで、基準財政需要額に算入いたしておりますので、やはりそういうような一般財源でまかなつてもらいたい。しかし、災害のあつた年だけは、特に災害の関連の工事なんかになつて参りますと、そういう予定の財源がございませうので、一〇〇%地方債をつける、こういう考え方に立つておるわけでございませう。なお、災害の場合にいたしましては、次年度以降は比較的安定もしてくるわけでございませうので、災害復旧の事業分といたして、年度当初に予算を組むときにすでに予見もできるわけでございませうので、あとう限り一般財源をつぎ込んで、もう一つ、健全な運営をしてほしい、こういう考え方をとおつておるわけであります。そういういたしまして、災害の

すが、今の話は、復旧費はまだ別なんだな。私は資料を調べてみましたら、復旧費は百七十一億、それプラス改良費が三百三十億、だからみんなで五百億かかる。その百七十一億というのはまことはありがたいことだが、実際の県の負担が一、二億、せいぜい多くて四億というふうなことになるようであります。ところがこの三百三十億の方が、六十六億という数字になるので、それは認定で、改良復旧も原形復旧と同じように認定するといいますが、これは二十八年も大いにやりましたが、なかなか困難であります。しかも復旧の百七十一億だけでは、また災害があったらやられるのですから、実質上はプラス三百三十億どうしてもやって、ネコの手のようなことをやらないことにはとてもだめです。これをやりますと、二〇%では六十六億円かかる。それについては、特別交付金とかいろいろ計算しますと言いますが、今特別交付金の中に入っておりますものは、非常に率が少ないようです。今こういう計算の基礎になっておりますか。

○**農野政府委員** 特別交付税は、公共施設の災害復旧事業費の二％を原則にいたしております。それと災害救助法の補助基本額の二〇％、これも原則でございます。その合算額を配分するという建前をとっております。なお、伊勢湾高潮対策の事業費につきましては、これはまだどこまでかさ上げするかということにつきまして、政府部内にも激しい議論の対立があるわけでございますので、私も正直のところ、幾らに落ちつくものかについての、はっきりした見通しはもとより持っております。

ないわけでありませう。

○中井(徳)小委員 よくわかりました。この三百三十億は、政府の見解をもつてすれば、これは二百億でいいとかなんとかいうことがあり得るかもしれない。しかし、二百億としましては四十億、そこで、それに対する起債はつけていただいてありたいが、来年からどうしてくれるか。特別交付税だ。その特別交付税が、今の御説明では公共土木災害は二%ですか、そういうことでは追いつかないのです。それを改められる御計画があるのかどうか。私は、これは通常国会の問題にしたいと思います。今の問題ではありませんが、今からよくそういう点を御判断願いたいと思うのです。その点、特別交付税で災害分として配分される分が、そういうことでは非常に私は不安です。県自体としても、実際のところは、住民の要望が徹底した改良復旧である、こういうわけですね。しかし現実には、去年から今年にかけては、国が国費で道路の改修だなんかやるというにしても、市町村が財源難でこれを返すという形が出ています。ことに赤字県などはそういう形がありますが、これができなくなる。三重県がまじめに赤字財政解消のために努力しようと思えば、この改良復旧は、政府がやれやれと言ったって県は受けられないというふうな、非常な矛盾が出てくるわけなんです。この点について、特別交付税で措置をすとおっしゃるが、どういうふうなやつでももらえるか。これまでの二%ではとても足りません。どういうふうな考えておられるか、この点を伺っておきます。

○奥野政府委員 私たちは、一般財源

で直ちに措置をしていかなければならぬという性格のものについて、特別交付税の増額配分を考えているわけがあります。災害復旧事業費というような建設的な事業費になって参りますと、それはさしあたっては地方債でまかないます。それを後年度に分割して負担をしていけばよろしいんじゃないか、こういう考え方に立っておられるわけがあります。具体的に申し上げますと、災害のありましたときには、租税その他の減免を行なわなければなりません。その減収補てんの問題が起って参ります。さらにまた、災害諸救助対策、災害救助法の地方負担分もございしますし、あるいは独自に見舞金その他のものを支給していくというふうな問題もございします。それらのものもろの諸救助対策、一般財源でまかなっていくかなければならないようなもの、そういうものに充ててを予定いたしまして特別交付税を配分いたしたのでございします。先ほど申しましたような基準で計算いたしますと、大部分六十億から七十億ぐらいの金額になるだろう、こう考えておられるわけでありませう。またそれだけのものがつけば、今申し上げますような性格のものは大体においてまかなえるのではないかと、こう思っております。従いまして、御指摘のような関連事業でありますとか、そういうものにこの特別交付税を充てるといふことは、全然考えてはいないわけでありませう。

○中井(徳)小委員 そうなりますと、あなたのような議論になるとこれはできませんね。この関連工事といううなことはどうなりますか。これはあなたの財政で長期にけつをふくのだといわれても、それが六十六億になると、十年賦なら元金だけで六億六千万、利子を加えますと大体十億返さなければならぬ。計算してみますと百六億返さなければならぬ、こうなります。その税収入が一年でせいせい三十億、多くて三十億です。その中で、今も百億あるんだ、二十八年度の災害その他で百億ばかり起債があつて、毎年十五億返しているわけですから、さらに十億ふえたら、税収入全部を公債費の償還に充てなければならぬというふうな、ひどいことになってくるのですが、これはどうですか。

○奥野政府委員 災害関連工事につきましては、災害の初年度は、地方負担につきては原則として一〇〇%起債をつけていきなさい、こう考えておられるわけでございます。さうあたりはやつていけるわけでございます。もしお話しのように、数年間のうちに三重県が六十億というふうな負担をしなければならぬということになりますと、これはとても通常の措置では、私は済まされなと思います。また今度のような大災害で、地方団体の負担分が激増して参つたものでございしますから、もうもろの特例法律が出されていと思うのでございまして、もし今のような姿であります、特別な、三重県についての措置を考えていかなければならぬ事態になるだろうと思つたのでございします。いずれにいたしましても、高潮対策につきましての工事がどのような姿になつていくかということを見きわめなした上で、必要な措置は工夫しなければならぬだろう、こう考えるのでございします。

○中井(徳)小委員 あまりくどくは言いませんが、特別の措置をいって、どういふ形で講ぜられるか、今の見通しを一つ伺っておきたい。

○奥野政府委員 基本的には、私たちは、事業ごとの国庫負担率を高めていくというところだと思つておりませう。ただ今回の高潮対策のうちで、これまで災害復旧事業費に入れるか、これから先に関連工事に入れるか、ということによって、負担率が非常に違つて参るわけでございます。今年、私たちが承知しております数字から見ても参りますと、大部分が災害復旧事業になつていくのでございします。先ほど八割と言われました率というものが九〇%かになるのだ、こう私たちは心得ておるわけでございます。しかしながら、今後の計画が具体化するに伴ひまして、どういふような率になつて参るかもまだわかりませんので、それらの問題を見きわめた上で工夫をしなければならぬだろう、かように考えておるわけでございます。

○中井(徳)小委員 私が言つておりますのは、当面を糊塗するような御返事では困るので、率直に言う、復旧費だけでも百七十一億かかるのです。それも復旧費だけでは何にもならぬので、何か改良費を加えないことには役に立たぬ。それで県の計算では三百三十億だが、約五百億の工事費になる。それで私は心配するのは、災害のときは、こうやつてわれわれもわあわあやります。しかし済んだら忘れてしまつて、残されたのは県の赤字だけ、こういうのがこれまでの地方の姿なんですね。地方住民も、りっぱな堤防ができたら、それであとは、それはだれが負担して、どうしたのだといううなこ

まじめな県で上手にこれまで運営されておりますが、私はもういけなと思います。今度の災害でもって何もしないのならばいいですけども、仕事をまじめにやって武蔵野時代を作った橋や何かをびちと補修をしてやったら、一べんにこういう事態が起こる。それはここの財源措置は起債でけっこうでしょう。しかし、その償還がきつたときに非常な窮乏なことになりますから、それで今どういうことを考えているかというのを念のためにもう一度お尋ねをして、あなたの見解を尋ねて、同時に、きょうは私はこういうこととありますから、大臣その他の出席をあえて求めませんでした、あなたの方のところでこれから事務的にまじめに取り上げていただいて、そうして通常国会に間に合わせていただきたい、かようにも思っています、私はあなただけ来てもらって尋ねておるわけでありすから、そのことも含めて一つ回答を願いたいと思います。

○奥野政府委員 今回の災害につきまして、この復旧事業をどうするかというところについては、党の方では、大へん高率な国庫負担をしていかなければならぬというような考え方をいち早く出していただきましたが、政府内部の話し合いでは必ずしもそうではなかったものであります。地方財政がよくなっているではないかというようなこと、あるいはまた、二十八年災害と比べると、今回の災害の方が公共施設の災害復旧事業費としては少ないやないか、あるいはまた地方交付税を相当増正予算で増額できるやないかというようなことから、特例法に反対的な意見もかなり強かったであります。

そういう際に、一貫して私たちは、御指摘のように本来の、毎年起こるような災害の規模の地方負担額とは比較にならない莫大なものを負うことにならなければならぬ。将来それは返していかねばならぬわけでございます。今に必要な財源措置をしておかなければ、再び地方財政が混乱をします。従って、あくまでも高率負担の特例法を作るべきだ、こういう主張をして参ったわけでございます。幸いにして二十八年災に準じた特例法が設けられることになりまして、相当な部分については、国がその負担額を引き上げるといふようなやり方をしてくれただけでございます。従いまして、これによって相当の部分は解決を見ておると思えます。しかしながら、莫大な地方債に今後なお依存していかなければならぬわけでございます。そうしますと、その元利償還額についてどう手当するかということでございます。

これは毎年地方財政計画を立てて、元利償還額がどうふえていくか、それに対してどうするかということ、手当をして参るわけでございます。一応特例法が制定されるということ、今年度における措置はできたかと思ふのでございます。問題は、地方債の元利償還額がふれていくが、その年その年の措置を地方財政全体としてどう処置していくかということ、今後になお残されておる問題であります。それはその年その年において、地方財政計画の樹立を通じて解決を考えなければならぬ問題であらうかと思っております。もし地方財政計画というものが適正に樹立されますならば、ば、地方交付税の配分を通して個々の団体の必要な財源は保障されていくだろう、かように考えておるわけでございます。

なお伊勢湾高潮対策の問題につきましては、先ほどもちょっと申し上げたわけではあります、いろいろな数字は実はあるのでございます。また、どこまでかさ上げをするかということ、激しい対立があるものから、政府部内で委員会まで作られておるわけでございます。全体の数字につきましても、建設省の数字とか、大蔵省の数字とか、いろいろなものがあるわけでございます。私たちが今ここでどういふような目途を持っておるかということになりますと、はっきりお答えをいたし兼ねるのであります。ただ、一応海岸堤防の復旧改良については、普通は三分の一の国庫負担率だ、それを今回の特例法で八割にする、こういうことになって参つておるわけでございます。

一応これで国庫負担率をおきめいただき、今後の推移によって、さらに必要な問題が起これば考えていくという以外にはいたし方ないのじやないか、かように存じておるわけでありす。○中井徳小委員 どうもわかりませう。私はその対策を言っておるわけ、地方財政計画は毎年々々煮詰めていて、直していくのだというようにお話を言われるが、これはもうきまつておるのです。やたら将来どうなるか、きまつておるのです。たとえば改良復旧を百億なら百億、二百億なら二百億やれば、四十億負担ときまつておる。その四十億は借金ですから、どういふふうにして返していくかきまつておるものを、その年その年全体をならみ合わせぬことにはできないというふうな縫ぎはぎの計画じや、困るじやありませんか。どうなんですか。私は県を例にとつて話しているのですが、こういう県が、ここの災害関係といいますが、非常にふえておるわけでございます。従って、きまつておるのですから、工事量がきまり、査定がきまり、どんどんやりますと、そういうことについての計画がなければ、やってみてその年になって計算してみるといふふうなことは、どうも答弁にはならぬように思ふのですが、いかがですか。

○奥野政府委員 私たちは、こういうように問題を考えております。まず第一に、災害が起こりました場合、その災害復旧事業をどう処理していくかという点でございます。これにつきましては、原形復旧じやなしに、むしろ改良復旧を建前にすべきだ、こういう主張を繰り返して参つておるわけでございます。だんだんとそういうふうな取り扱ひ方が多くなつて参つておる。そう考へておるわけでございます。その次に、それについての国庫負担、地方負担、これをどう考へていくかという問題でございます。大災害があまりに上るわけでございますので、この割合をある程度国の方に比重を置かえてもらわなければならぬ、こういう考へ方を持つておるわけでございます。そういう点につきましても、今回は特例法が設けられて参つたわけでございます。自余の問題は、一般の公共事業、関連公共事業も同じ公共事業だと考えられると思うのでございま

す。その公共事業についての国庫負担率が現在のままでよろしいか、悪いのか、こういうことになるかと思うのであります。公共事業の分量が非常に大きく全体として伸びます場合には、やはりそれに対応して地方負担額がふえれば、それについての財源措置をどういふ形でやるかという問題が当然起ると思ひます。それは国庫負担率の引き上げであるとか、あるいは交付税の引き上げであるとか、あるいは地方税の増額であるとかいうことにならうかと思ふのでありますが、ただ現在起つておりますのは、公共事業全体が非常に大きくなるという問題じやなしに、特に三重県、愛知県等におきまして災害復旧に関連した工事分量が非常に大きくなる、こういう問題になつてきておるのだらうと思ふのであります。従いまして、それについてはそれについてだけの国庫負担率を引き上げるといふ措置が今回とられて、その場合に八割、九割でなければならぬ、九割五分でなければならぬ、という問題があるかと思ふのでございまして、これにつきましては、事業分量全体についての的確なものを今日なお決定し得る段階に至っていないものですから、さしあたりはこれでがまをせざるを得ないじやないか、こう思うというのを申し上げておるのでございまして。なお将来も公共事業というものが特定の県に莫大になるのだというところになつて参りますと、そういう団体のあるべき財政需要額というものがそれだけ多いわけでありまして、交付税計算におきましても一苦勞があるかもしれせん。あるいはまた、そういうものが全国的に非常に多

くならないことになりますれば、それに対応する地方負担額というものを、財政計画で見なければならなりません。見られただけのものは交付税計算をして、各団体ごとに適正に配分していかねばならないということになるのだと思います。そういうふうな原則的なことを御答弁申し上げたのでございまして、なお個々の問題につきましては、やはり個々に措置を工夫していかねばならないだろう、かように考えているわけでありま

○中井(徳)小委員 今の答弁の中で、交付税の計算方法なんかも多少考えていかなければいかぬということがあったと思いますが、今公共事業の維持費といいますが、そういうものについてはどういう計算になっておりますか。交付税の中に入っていると思うのですが、どうい程度に入っていますか、ちょっとお尋ねします。

○奥野政府委員 現在は、河川の公共事業費でありますと河川費、道路の公共事業費でありますと道路費、海岸堤防の公共事業費でありますと海岸堤防その他の土木費という項目で算定をすることになっています。それと、御承知の通りでございます。ただそれだけでも必ずしも十分じゃございませんので、今回の改正で、面積基準で、それ以外に広く公共事業全体を推定するようなやり方をしようということにして、改正を行なうわけでございます。ただそれらの測定単位によりまして、的確にそれぞれの団体のあるべき財政需要額が完全に把握されているかということになりますと、やはり今後の事態の推移等々と

見比べながら工夫、改善は加えていかなければならない、かように考えているわけでございます。ただ現実には、今それじやどこをどう改正したらいいと考えているかというところになります。別に具体的にどうするということ固まった考えは今持っていないわけでございます。ただ三重県のことをお話しになりましたので、そういう問題が、継続的に相当な分量に上っていくということになりますれば、やはりそれだけの財政負担ができるような工夫はしていかなければならないという、原則的なことをお答え申し上げているわけでございます。

○中井(徳)小委員 今のお話のよう、公共事業の維持費というふうな面から考えましても、財源措置は一応起債でできた。しかし、償還については全然自信がないというところなんだ、さっきからの質問をはつきり言う。それをどうしてくれるか、こういうことなんです。その一つの計算として、たとえば海岸堤防なら海岸堤防の維持費の単価を将来直すのかどうか、そういうふうなことにだんだんとなってこようという点に思っているが、そういう点についての柔軟性のある政府の態度というものが限られている、災害を受けた県におきましては、仕事はしたいし、あとはこわいというところなんです。率直に言いますと、仕事はしたいし、あとはこわい、ことし、来年はわあわあ言っているが、それからあとがこわい、これをどうしてくれらるのだ。私はこの話は実に深刻な、しかも

静かになってから非常に問題になることなのであります。この辺のところについて、政府は、まあやってみないとわからないというのがあなたの今のお話であるけれども、長年の体験のあなた方が、やってみないとわからないというふうなことにやなくて、これぐらいの金額になりますと——交付税、特別交付税その他の特定方式にまで影響があるということを考えていきたいものだから、くどくお尋ねをしておるわけでありま。特に市町村は、御案内の通り、それは府県に比べると自主財源も多いのであります。が、現在府県は、財政的にこれを見れば、ほとんど国依存の政治になっておる。そういう面から見ると、やはりこの点は、府県のまじめなる財務担当の人々の非常な心配であらうと思うのです。私は今日はそれを取り次いで——こんなことをあまりくどく申し上げない性格の男であります。が、きよう申し上げておるのはそういうことであります。で、皆さんにおかれても、この辺のところは十分御判断をいただかぬと、愛知県は日本でも優秀な富裕県だと言っておりましたら、とんでもないことになって、借金が一度でき始まると雪だるまのごとくふえていく。仕事は、海岸の方面におきましては堤防の締め切りだけではなくて、今度は積極的に、いろいろな工業地帯その他のこともございまして、そういうものを油断をして、少しまじめにたくやう過ぎますと、いつも問題になります。戦災のあとの横浜の復興のごとく、非常に時間がかかってしまふというふうなこともあります。で、この将来に対する見通しについて私はくどく申し上げ

ておるわけでありま。から、どうぞ一つ交付税、特別交付税の算定、それからただ単に起債を——〇〇%認めるというだけじゃなくて、基本的な財源にまで掘り下げて議論をしていって、この辺のところの将来の心配のないように政府は措置をしてもらいたい、かように私は思っております。が、最後にあなたの見解を一つ伺っておきま

○奥野政府委員 高潮対策その他の問題につきましては、今後の推移を注視いたしまして、必要な地方財政措置に手抜かりのないように努力して参りたいと考えます。

○三田村小委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十九分散会